

かごしま

2018
SUMMER 6

No.467

トラック情報

Kagoshima truck information



公益社団法人鹿児島県トラック協会女性部会設立総会

主な内容

巻頭

会費の見直しについて

TOPICS

平成30年度第1回理事会

平成30年度第1回正副会長会

平成30年度第2回正副会長会及び第1回総務
委員会合同会議・第4回役員等候補選出委員
会(平成30年度役員改選) など

お知らせ掲示板

点呼記録簿に「睡眠不足の状況」が追加されます!!
自動車運送事業者に対する行政処分等の基準
改正について など

情報ボックス

平成30年度交通安全セミナーのご案内
トラック運送事業者のための人材確保セミ
ナーのご案内 など

公益社団法人

鹿児島県トラック協会 <http://www.kta.jp>

〒891-0131 鹿児島市谷山港二丁目4-15 ☎099-261-1167 E-mail / kentora@kta.jp

平成30年度定時社員総会のご案内

平成30年度定時社員総会を下記のとおり開催いたします。
会員事業者の皆様のご出席をお願いいたします。

1. 日 時 平成30年6月6日(水)
13時30分 開会
※13時10分から県ト協の取組みを映像で紹介(15分)
2. 場 所 鹿児島サンロイヤルホテル 太陽の間
鹿児島市与次郎1-8-10
TEL: 099-253-2020

※正式な案内文書は後日送付いたしますので、多数のご出席をお願いします。

公益社団法人鹿児島県トラック協会

平成30年度通常総会のご案内

平成30年度通常総会を下記のとおり開催いたします。
会員事業者の皆様のご出席をお願いいたします。

1. 日 時 平成30年6月6日(水)
2. 場 所 鹿児島サンロイヤルホテル
鹿児島市与次郎1-8-10
TEL: 099-253-2020

※正式な案内文書は後日送付いたしますので、多数のご出席をお願いします。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鹿児島県支部

事務局閉所のお知らせ

平成30年度定時社員総会開催に伴い、下記のとおり事務局を閉所しますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

平成30年6月6日(水) 10時00分～終日

※既にご案内を送付しておりますが、まだ出欠の回答を提出されていない場合は案内に同封の回答書をFAX(099-261-1169)にてご返送ください。

※ご欠席される場合は案内に同封の「議決権行使書面」又は「委任状」のいずれかに必要事項を記入、押印の上、FAX(099-261-1169)にてご返送ください。

かごしま トラック情報

2018
SUMMER
6

No.467

CONTENTS

巻頭

会費の見直しについて	2
------------	---

TOPICS

平成30年度第1回理事会	4
平成30年度第1回正副会長会	5
平成30年度第2回正副会長会及び第1回総務委員会合同会議・第4回役員等候補選出委員会(平成30年度役員改選)	6
平成29年度決算監査	6
女性部会設立発起人会	
公益社団法人鹿児島県トラック協会女性部会設立総会	7

お知らせ掲示板

点呼記録簿に「睡眠不足の状況」が追加されます!!	8
自動車運送事業者に対する行政処分等の基準改正について	10
引越運送業の契約のルールが変わります!	12
特殊車両通行許可申請に際してのお願い	14
国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアルの一部改訂について	15
「フレガイドライン～平成28年度パイロット事業事例集～」の公開	
平成30年度運行管理者等一般講習のご案内	16
平成30年度運行管理者等基礎講習のご案内	18
整備管理者「選任前」研修のご案内	20
平成30年度「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業」のお知らせ	22
職場定着支援助成金のご案内	24
平成30年度中小トラック運送事業者のための「経営診断事業」のご案内	25
「不正改造車排除運動」実施のお知らせ	26
市道阿久根出水線(広域農道)の通行に関する要望	28
事業報告書及び事業実績報告書の提出について	31
優秀運転者顕章のご案内	32
「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン」のお知らせ	33
「トラック運送業界の景況感(速報)平成30年1月～3月期」の調査報告	

情報ボックス

平成30年度交通安全セミナーのご案内	34
トラック運送事業者のための人材確保セミナーのご案内	36
平成30年度助成事業のご案内	38
第36回トラックドライバー・コンテスト鹿児島県大会のご案内	42
社会保険労務士による労務相談の実施	45
平成30年度自家用燃料供給施設設備支援事業助成金のご案内	46
平成30年度中央近代化基金「燃料費対策特別融資」公募のご案内	48
平成30年度中央近代化基金「補完融資」公募のご案内	49
平成30年度中小企業大学校受講促進制度及びトラック運送業に特化した研修のご案内	50
平成30年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度のご案内	54
助成事業に係る対象機器追加・変更等のお知らせ	58
血圧計導入促進助成金対象機器のお知らせ	
職員退職のご挨拶	59
入退会紹介	

適正化だより

平成30年度4月 巡回指導結果	60
-----------------	----

Gマークだより

	61
--	----

支部・部会だより

支部・部会開催状況	62
-----------	----

資料データ

過積載違反の取締り状況・苦情内容	64
鹿児島県内における交通事故の発生状況	65
軽油価格調査報告	66

協会の動き(平成30年5月)	67
----------------	----

お知らせカレンダー(平成30年6月)	68
--------------------	----

鹿児島県トラック協会年間行事予定表	69
-------------------	----

陸災防情報	70
-------	----

平成30年度第1回陸災防鹿児島県支部理事会	70
-----------------------	----

「フォークリフト荷役技能検定2級出張実技試験」のご案内	
-----------------------------	--

荷重計以外の過負荷を防止するための装置を備えた移動式クレーン使用のお願い	71
--------------------------------------	----

交通労働災害防止担当管理者等研修会のご案内	72
-----------------------	----

第33回フォークリフト運転競技鹿児島県大会のご案内	74
---------------------------	----

鹿児島県内における労働災害の発生状況(4月末現在)	76
---------------------------	----

会費の見直しについて

トラック協会の長期的な運営の安定化を図るため、会費の見直しを行うこととしました。会員の皆様のご理解賜りますようお願いいたします。

1 会費の見直し

会費は協会の財務基盤の基本ですが、トラック運送業界を取り巻く厳しい環境に対応した協会運営を行って行く必要があることから、変化に対応した事業活動を行うことのできるよう見直しを行うこととしました。

(1) トラック協会の財政運営の安定化を図る。

収入の70%を占める県交付金は漸減傾向であり、今後さらに厳しい財政運営が予想されています。

このため、財政運営の安定化を図るために、収入の充実を図る必要があります。

(2) 本県トラック業界の発展に必要な事業と予算の確保

本県トラック業界は、今後とも交通・労働安全に対して取り組むとともに、取引環境の改善、労働時間の短縮、人材の確保など喫緊の課題に取り組む必要があります。

特に、働き方改革などに対応しながら、トラック運送事業の役割を果たし、健全な発展を図るためには、今後一層の適正化事業の取り組みが非常に重要となります。

このため、下記の事業を的確に実施するため、会費の見直しを行うこととしました。

(3) 充実が必要な事業

① 助成事業の充実強化

交通・労働安全対策や免許取得の助成など会員への支援を強化する。
トラック業界の人材確保施策を進める。

② 支部活動支援の充実

支部活動の交通安全セミナー、労働安全セミナー、荷主懇談会、福利厚生事業等への支援の充実を図る。

③ 地方の会員事業所へのサービスの向上

協会本部主催のセミナー、講習会について地方の会員事業者の参加と利便性を確保するために、地方の開催を増やす。

④ 協会事務局体制の整備を図る。

会員事業所の社会的地位と安全性向上を一層推進するために、会員事業所への巡回指導やGマーク取得を支援する適正化事業の事務局体制を充実する。

⑤ 協会本部（研修センター）の将来の更新のための資金の確保

建築後38年経過する研修センター（鹿児島市；昭和55年建築）の経年劣化が進展していることから、協会の本部機能や研修施設としての機能充実を図るための将来の建替えに備えて収入の確保を図る。

2 会費見直しの内容

平等割及び車両割会費の変更は、次の点を考慮して行いました。

- ① 急激な増額にならないこと。
- ② 各車両割の額は、他県の額を考慮すること。
- ③ 被けん引車については、他県も別途設定していること。

3 総会の議決と請求

会費の見直しは、平成30年6月6日開催予定の定時社員総会の議決により決定した後、本年4月分からの請求となります。

会費については、通常は6月に請求していますが、今年度は7月に変更となります。

会費の見直し案

1. 普通会員

(1) 貨物自動車運送事業者（軽貨物を除く）、貨物自動車利用運送事業者

(月額)

改正前		改正後		会費の増減 (円)	
区分	会費(円)	区分	会費(円)		
平等割	1,500	平等割	1,800	300	
車両割	小型車	140	小型車	180	40
	普通車 〔含〕 特殊車 けん引車 被けん引車	280	普通車 〔含〕 特殊車 けん引車	320	40
			被けん引車	200	△80

(2) 特定貨物自動車運送事業者

(月額)

改正前		改正後		会費の増減 (円)
区分	会費(円)	区分	会費(円)	
平等割	1,000	平等割	1,200	200

※車両割は(1)と同じ

※団体会員（奄美自動車連合会、霊枢自動車協会）の会費は、上記に準じて改正します。

平成30年度第1回理事会

月日 平成30年5月22日(火)

場所 鹿児島県トラック研修センター

理事 19 名、監事 5 名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

(決議事項)

- ・平成 29 年度事業概要及び決算書類の報告について
- ・平成 30 年度定時社員総会について
 - (1) 開催日時及び招集通知について
 - (2) 提出議案について
 - (3) 招集通知について
 - (4) 特別決議について
 - (5) 総会スローガンについて
 - (6) 臨時理事会について
 - (7) 懇談会の開催について
- ・物流セミナーの講師選定について

(報告事項)

- ・平成 30 年度（公社）鹿児島県トラック協会長表彰及び無事故事業所表彰について
- ・会員の入退会について
- ・平成 29 年度助成申請について
- ・平成 30 年度助成要綱について
- ・平成 31 年度税制改正要望について
- ・委員会報告

上記事項は全て、出席理事全員一致で承認されました。



平成30年度第1回正副会長会

月日 平成30年5月11日(金)

場所 鹿児島県トラック研修センター

正副会長4名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

(協議事項)

- ・ 当面の諸課題について
- ・ その他



平成30年度第2回正副会長会及び第1回総務委員会合同会議 第4回役員等候補選出委員会(平成30年度役員改選)

月日 平成30年5月11日(金)

場所 鹿児島県トラック研修センター

委員・支部長13名が出席し、下記事項について協議・報告しました。

(協議事項)

- ・ 役員候補について
- ・ 平成29年度事業概要及び決算の報告について
- ・ 平成30年度定時社員総会について
- ・ 平成30年度第1回理事会に提出する議題について
- ・ 平成30年度物流セミナーの講師選定について

(報告事項)

- ・ 平成30年度助成事業実施要綱について
- ・ 平成30年度(公社)鹿児島県トラック協会会長表彰及び無事故事業所表彰について

上記協議事項については、次回理事会に提出することとなりました。



平成29年度決算監査

月日 平成30年5月8日(火)

場所 鹿児島県トラック研修センター

監事 5 名が出席し平成 29 年度の決算監査を実施しました。
事業内容及び会計帳簿関係計算書類の監査の結果、適正に処理されていると判断され、次回の理事会及び、定時社員総会に提出することとなりました。



女性部会設立発起人会

月日 平成30年4月23日(月)

場所 鹿児島県トラック研修センター

女性部会設立発起人の 3 名が出席し、下記事項について協議しました。

【女性部会設立発起人】

- ・株式会社 松下運輸 代表取締役 松下 桂子
- ・有限会社 飛鳥運輸 代表取締役 小原 まち子
- ・株式会社 坂元運送 代表取締役 坂元 佑子

(協議事項)

- ・女性部会設立総会について
- ・役員候補について
- ・基本方針、平成 30 年度事業計画(案)について

上記事項について協議し、平成 30 年 5 月 24 日に設立総会を開催することとなりました。



公益社団法人鹿児島県トラック協会 女性部会設立総会

月日 平成30年5月24日(木)

場所 鹿児島県トラック研修センター

5月24日(木)、部会員8名出席のもと「公益社団法人鹿児島県トラック協会女性部会設立総会」を開催しました。

はじめに、中村会長が「女性部会を設置した大きな目的は、女性の少ないトラック運送業界において、女性の活躍を積極的に推進していくことにある。女性経営者・管理者の皆様は女性ならではの持ち味を活かして、安心・安全に働けるトラック運送業界の将来のために力を発揮してほしい。」と設立を祝いました。

引続き下記について協議し、株式会社松下運輸 代表取締役 松下桂子氏を初代会長に選出しました。

(協議事項)

- ・役員候補について
- ・基本方針、平成30年度事業計画(案)について



松下桂子氏

この度、女性部会長に就任いたしました松下でございます。

女性部会の会員の皆様方は、知識や経験が豊富な方ばかりです。

女性部会の活動をとおして共に話し合い、交流を深めることで様々なことを習得し、部会員の皆様と一緒に女性の活躍や、業界のイメージ向上、職場環境の改善に寄与していきたいと思っております。

また、明るく参加しやすい雰囲気づくりで仲間を増やしていきたいと考えておりますので、ご興味のある方は、是非ご入会下さいませ。

公益社団法人鹿児島県トラック協会女性部会 会員(敬称略)

部会長	(株)松下運輸 松下桂子
副部会長	(有)飛鳥運輸 小原まち子
幹事	(株)坂元運送 坂元佑子
	(有)清美土木 宮下里花
	(有)YOSHIDA DREAM 吉田真由美
	ネスコ(株) 塩田智子
	(有)花木産業 床波小百合
	(有)鷹尾興業 吉松美幸
	(有)米倉運送 茂谷明美



なお、女性部会では引き続き部会員を募集しています。
ご入会希望の方は、下記へお問合せください。

【お問合せ】

公益社団法人鹿児島県トラック協会 経理課
TEL:099-261-1167
FAX:099-261-1169



点呼記録簿に「睡眠不足の状況」が追加されます!!

国土交通省自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長連名により「『貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について』の一部改正について」の通達が発出されました。

平成 30 年 6 月 1 日から

睡眠不足に起因する事故防止対策を強化するため乗務前点呼及び中間点呼時の記録事項として、**「睡眠不足の状況」**が追加されます。

点呼記録簿

乗務前点呼							中間点呼									
点呼方法	アルコール検知器の使用有無	運転席以外の乗客乗車状況	日常点検状況	疾病・疲労等の状況	確認事項①	指示事項、その他必要な事項	点呼時刻 時分	執行者印	点呼方法	アルコール検知器の使用有無	運転席以外の乗客乗車状況	疾病・疲労等の状況	確認事項①	指示事項、その他必要な事項	点呼時刻 時分	執行者印
有無 その他()	有 無	有 (無)	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	歩行者注意	8:00	○○	有無 その他()	有 無	有 (無)	○ ○ ○	○ ○ ○	車間距離注意	13:00	○○

改正前：「疾病・疲労等の状況」



点呼記録簿

乗務前点呼							中間点呼											
点呼方法	アルコール検知器の使用有無	運転席以外の乗客乗車状況	日常点検状況	疾病・疲労等の状況	睡眠不足等の状況	確認事項①	指示事項、その他必要な事項	点呼時刻 時分	執行者印	点呼方法	アルコール検知器の使用有無	運転席以外の乗客乗車状況	疾病・疲労等の状況	睡眠不足等の状況	確認事項①	指示事項、その他必要な事項	点呼時刻 時分	執行者印
有無 その他()	有 無	有 (無)	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	歩行者注意	8:00	○○	有無 その他()	有 無	有 (無)	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	車間距離注意	13:00	○○

改正後：「疾病・疲労・睡眠不足等の状況」に変更

乗 務 前 点 呼

帯び無 ※注2	日常点検の状況	疾病・疲労等の状況	睡眠不足	確認事項①	指示事項 その他必要
------------	---------	-----------	------	-------	---------------

現在使用中の点呼簿に追記しても構いません

平成 30 年 4 月 20 日
自動車局安全政策課

睡眠不足に起因する事故の防止対策を強化します!!

バス・タクシー・トラック事業について、運転者の睡眠不足による事故の防止を一層推進するため、睡眠不足の乗務員を乗務させてはならないこと等を明確化し、点呼簿の記録事項として睡眠不足の状況を追加します。

居眠り運転に起因する事故を防止し、また、働き方改革を進める観点から、運転者の睡眠時間の確保についてバス・タクシー・トラック事業者（以下「事業者」という。）の意識を高めるため、今般、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正します。

1. 改正の概要

- ①旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正
 - ・事業者が乗務員を乗務させてはならない事由等として、睡眠不足を追加します。
 - ・事業者が乗務員の乗務前等に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無を追加します。
 - ・運転者が遵守すべき事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができない等のおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ることを追加します。
- ②「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正
 - 点呼時の記録事項として、睡眠不足の状況を追加します。

2. スケジュール

公布：平成 30 年 4 月 20 日（金）（本日）

施行：平成 30 年 6 月 1 日（金）

【お問合せ先】

自動車局安全政策課 小田、熊本
TEL：03-5253-8111（内線41623）
03-5253-8566（直通）
FAX：03-5253-1636

自動車運送事業者に対する行政処分等の基準改正について

過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引上げ等に関し、国土交通省自動車局長より【「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について】通達が発出されました。施行は平成30年7月1日を予定しています。

※ H30.6.22（鹿児島地区）、H30.6.27（大隅地区）開催の交通労働災害防止担当管理者等研修会（P72 参照）において上記の内容等説明予定ですのでぜひご参加ください。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成30年3月30日

自動車局安全政策課

自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を改正します

～ 7月から過労防止関連の処分を厳しくします ～

国土交通省では、自動車運送事業者（トラック、バス、タクシー）への行政処分基準に関係する通達改正を行います。施行は、平成30年7月1日を予定しています。

（主な内容）

- ・ 過労防止関連違反等に係る車両停止等の処分量定を引き上げます。
- ・ 営業所での監査結果に基づき行われる車両の使用停止（行政処分）について、トラックに関しては、営業所で保有する車両数全体の最大5割に引き上げます。

1. 行政処分の強化

自動車運送事業（トラック、バス、タクシー）の運転者は、全職業平均と比較して労働時間が約1～2割長く、いわゆる過労死の認定件数も職種別で最も多い実態にあり、長時間労働の是正や過労の防止は重要な課題です。このため、昨年8月28日に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた「直ちに取る施策」においても、行政処分の強化を行う方針が示されたところです。

以上のような状況を踏まえ、今般、過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引上げを行うなど、行政処分等の基準について、所要の改正を行うこととします。

（平成30年7月1日施行予定）【別紙参照】

2. トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置

トラックの適正化事業実施機関が実施する巡回指導において、法令未遵守事項が多くみられ、改善指導を受けたにも関わらず改善が図られない等のトラック事業者の他、「定期点検の実施」、「健康診断の受診」及び「社会保険等の加入」に関する法令未遵守状況が継続的に見られるトラック事業者等に対して、重点的に監査を実施することとします。

（平成30年10月1日開始予定）

【問い合わせ先】

1. に関すること

自動車局安全政策課 勝亦、菊池、澤田

代表：03-5253-8111 内線 41632,41633

直通：03-5253-8566 FAX：03-5253-1638

2. に関すること

自動車局貨物課 岡田、澤

代表：03-5253-8111 内線 41334

直通：03-5253-8576 FAX：03-5253-1638

処分量定の引き上げ(トラック、乗合バス、タクシー)
○過労防止関連違反に係る行政処分の処分量定を引き上げる。

《現行》 初違反

- ▷ **乗務時間等告示遵守違反**
(安全規則第3条)(運輸規則第21条)
 - 未遵守5件以下 警告
 - 未遵守6件以上15件以下 10日車
 - 未遵守16件以上 20日車
 - 未遵守31件以上3名以上等 30日事業停止
- ▷ **健康状態の把握義務違反**
(安全規則第3条)(運輸規則第21条)
 - 把握不適切50%未満 警告
 - 把握不適切50%以上 10日車
- ▷ **社会保険等未加入**
(事業法第25条)(運送法第30条)
 - 一部未加入 10日車
 - 全部未加入 20日車

《改正》 初違反

- ▷ **乗務時間等告示遵守違反**
1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、左記(現行)の件数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、左記の処分日車数に合算する。
 - 未遵守1件 10日車
 - 未遵守2件以上 20日車

- 月の拘束時間(トラック)
 - >293時間以内(労使協定320時間)
 - 休日労働
 - >2週間に1回まで
- ▷ **疾病、疲労等のおそれのある乗務**
 - 健康診断未受診者 1名 警告
 - 健康診断未受診者 2名 20日車
 - 健康診断未受診者 3名以上 40日車
- ▷ **社会保険等未加入**
 - 未加入 1名 警告
 - 未加入 2名 20日車
 - 未加入 3名以上 40日車

- 健康保険
 - 厚生年金保険
 - 労働者災害補償保険
 - 雇用保険

その他処分量定の改正

・記録の改ざん・不実記載のような労働時間を管理する点で問題がある事項及び虚偽届出については処分を強化する。
・帳票類の「全て保存なし」については、「全て記録なし」と同じ処分量定に統一する。等

処分量定の引き上げ(トラック)
○行政処分により使用を停止させる車両数の割合を最大5割に引き上げる。

《現行》

処分日車数	配置車両数(台)			
	1~10	11~30	31~60	61~100
~30日車	1	1	1	1
31~60	1	2	2	3
61~100	1	2	3	5
101~300	2	3	5	8
301日車~	3	3	5	10

※車両停止は営業所毎に行う

例えば、処分150日車のとき、営業所当たり、配置車両数
5両の場合は、車両停止 2両×75日
10両の場合は、車両停止 2両×75日
100両の場合は、車両停止 7両×18日、1両×24日

《改正》

使用停止車両割合を全車両の最大5割に引き上げ

例えば、処分150日車のとき、営業所当たり、配置車両数
5両の場合は、車両停止 2両 (×75日)
10両の場合は、車両停止 5両 (×30日)
100両の場合は、車両停止 15両 (×10日)



【その他(トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置)】

適正化実施機関による巡回指導において、①総合評価が著しく悪い事業者、②新規参入後の総合評価が継続して悪い事業者、③健康診断受診や社会保険加入等の基本項目が継続して不適切である事業者、に対して重点的に監査を実施します。

引越運送業の契約のルールが変わります！

解約・延期手数料の引き上げ等、消費者ニーズの多様化やドライバー不足等の課題に対応するため、標準引越運送約款等の改正を行いました。

1. 背景

引越運送業においては、①インターネットの普及によりウェブ上での一括見積もりによる引越業者の選択、単身引越への対応等、消費者ニーズや引越事業者が提供するサービス内容が多様化していること、②ドライバー不足等が大きな課題となっていることを踏まえ、平成27年に「標準引越運送約款改正検討会」を立ち上げ、適用範囲の拡大や解約・延期手数料等の改正について検討をしてきました。

この度、当該検討会での議論を踏まえ、標準引越運送約款、標準貨物軽自動車引越運送約款及び標準貨物自動車利用運送（引越）約款の改正を行いました。

今回の改正で、他のモードと同程度の解約・延期手数料率になることにより、直前の解約・延期が抑制され、事前に手配した車両やドライバー等が活用できない事態を防ぐこと等に資することを期待しております。

2. 改正の概要

- ①標準引越運送約款及び標準貨物自動車利用運送（引越）約款の適用範囲に積合せによる引越運送を加える。（別添改正概要①参照）
- ②解約・延期手数料の請求対象日及び料率を見直す。（別添改正概要②参照）

（解約・延期手数料の改正の概要）

	改正前	改正後
当日	運賃の20%以内	運賃及び料金の50%以内
前日	運賃の10%以内	運賃及び料金の30%以内
前々日	—	運賃及び料金の20%以内

3. 改正のスケジュール

改正告示公布：平成30年1月31日

改正告示施行：平成30年6月1日

標準引越運送約款の改正に伴いトラック運送事業者に行っていただくこと

○積み込み、取卸し、搬出、搬入、荷造り及び開梱に要する料金を収受するためには、

- ①運賃料金設定（変更）届出が必要です。
- ②新たな標準引越運送約款の掲示が必要です。

平成30年6月1日以降

新標準引越運送約款を使用する

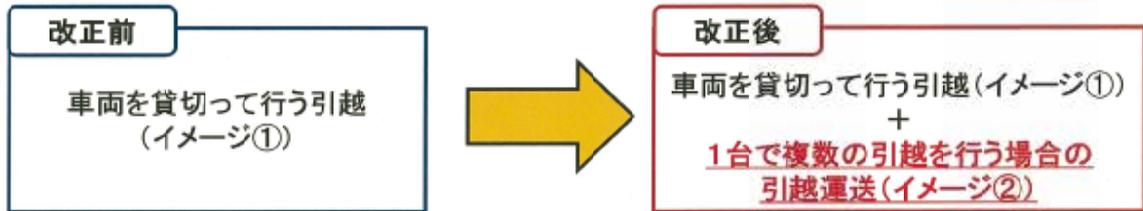
必要な作業

- ①運賃料金設定（変更）届出を行う
- ②新たな標準引越運送約款を営業所に掲示する

独自約款を使用する場合は、適用範囲や確認日等新しい約款の考え方を盛り込んだ内容の約款を作成し認可を受け、さらに運賃料金設定（変更）届出を行う必要があります。

(参考)標準引越運送約款の改正概要①

1. 標準引越運送約款の適用範囲が拡大されます。



<イメージ①:貸切引越のイメージ>



<イメージ②:積合せ運送による引越のイメージ>



改正における留意点

○ロールボックスパレット等の容器単位での価格設定となっている単身者向け引越サービス等については、引越運送約款によらない旨を引越事業者が予め告知した場合は適用されません。

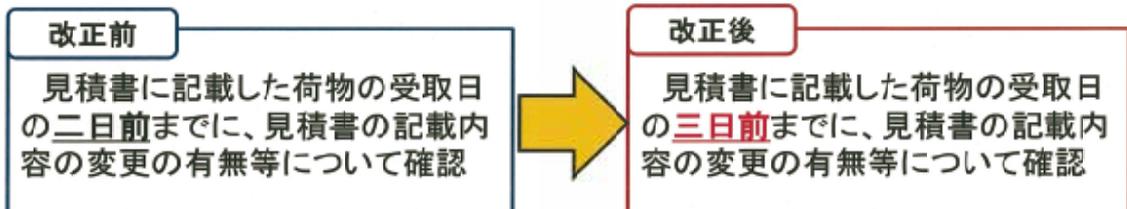
<単身者向け引越に使用されるロールボックスパレット等のイメージ>



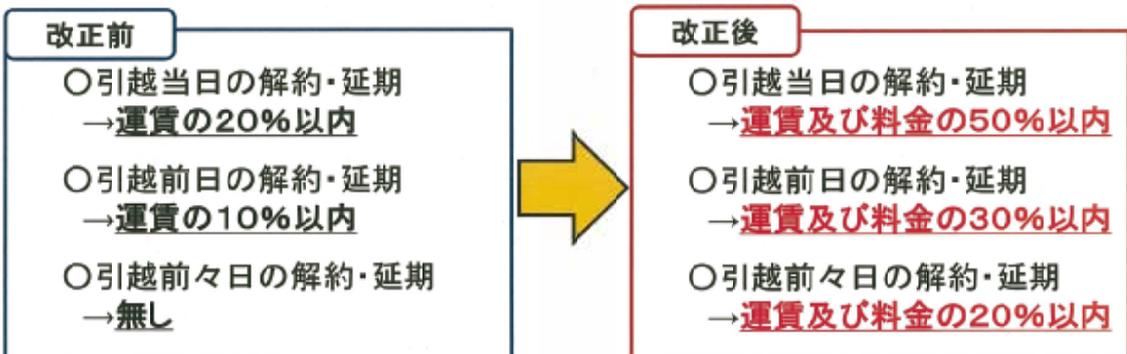
(参考)標準引越運送約款の改正概要②

2. 見積書記載内容の確認日及び解約・延期手数料率が変わります。

①見積書の内容の確認日について



②解約・延期手数料について



特殊車両通行許可申請に際してのお願い

特殊車両通行許可については、審査期間が長期化しており、審査体制の強化等の対策を行っているところでありますが、更なる審査の円滑化を図るため、下記のとおり九州地方整備局より周知依頼がありましたのでお知らせします。

特殊車両通行許可申請に際してのお願い

国土交通省
九州地方整備局

特殊車両通行許可申請の審査期間が長期化しており、その要因の一つとして不備のある申請書の修正対応に相当の時間を要していることがあります。
そこで、審査の円滑化を図るため、申請者の皆様には以下の点についてご協力をお願い致します。

申請者の皆様へのお願い

- (1) 基本的に申請された内容に基づき確認を実施します。申請内容に不備が無いことを確認のうえ、適正な申請をお願い致します。
- (2) 「通行経路」については、簡易算定機能を活用すると共に事前に道路状況や道路管理者への必要な確認をしていただき、「通行不可」が生じない経路での申請をお願い致します。
※幅広寸法の車両や重量物運搬の車両は特にご注意ください。

不備のある申請がなされた場合

今後の取り扱いについて

- 原則、軽微な内容(誤字、脱字等)以外は審査窓口で修正は行わず、「差し戻し」となります。その際の対応についても電話ではなく、メールでの対応となります。
- 申請経路において道路管理者への協議の結果、「通行不可」が示された場合は、「不許可」通知の発行となります。これにより経路を変えて申請する場合は、再申請の手続きとなります。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。



国際海上コンテナの陸上における 安全輸送マニュアルの一部改訂について

国土交通省は、国際海上コンテナ内のフレキシタンクの損傷による液体物の漏洩を防止するため、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」の一部改訂を行い、フレキシタンクを用いる際に確認すべき内容を同マニュアルに追記しました。

本マニュアルを活用し、安全輸送に努めるようお願いします。

※詳細は国土交通省ホームページをご覧ください。

◆国土交通省ホームページ

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアルの一部改訂について

「プレガイドライン～平成28年度パイロット事業事例集～」 の公開

平成28年度に「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」において実施されたパイロット事業の事例のとりまとめがプレガイドラインとして公開されました。

詳細は、全ト協ホームページをご覧ください。

○プレガイドライン～平成28年度パイロット事業事例集～

◆全日本トラック協会ホームページ

バナー > 「取引環境・労働時間改善地方協議会特設ページ（「約款改正」はこちら）」内

平成30年度運行管理者等一般講習のご案内

※講習の対象者

- (1) 運行管理者に選任されている方のうち、平成 29 年度に受講していない運行管理者の方
- (2) 初めて選任届出をした運行管理者の方
- (3) 死者又は重傷者を生じた事故（自動車事故報告規則第 2 条第 3 号に掲げる事故）を起こした営業所又は、輸送の安全確保違反をして行政処分を受けた営業所の運行管理者の方
- (4) 運行管理者の補助者及びその他受講を希望される方

実施機関：自動車事故対策機構

1. 講習日時及び実施場所

開催日	対象業態	会場	所在地	申込受付日
7月27日(金)	貨物	奄美観光ホテル	名瀬市港町 2-10	インターネット：6月1日 郵送：6月1日
9月12日(水)	貨物	鹿屋市中央公民館	鹿屋市北田町 11103 番地	インターネット：6月1日 郵送：8月1日
9月27日(木)	貨物	鹿児島県市町村自治会館	鹿児島市鴨池新町 7-4	インターネット：6月1日 郵送：8月15日
10月17日(水)	貨物	鹿児島県市町村自治会館	鹿児島市鴨池新町 7-4	インターネット：7月2日 郵送：9月1日
10月19日(金)	貨物	鹿児島県市町村自治会館	鹿児島市鴨池新町 7-4	インターネット：7月2日 郵送：9月1日

※平成 27 年 1 月より「貨物」、「旅客」のいずれの講習を受講したか、講習手帳への区分を示すこととなりました。つきましては、「貨物」の方は必ず上記日程で受講されますようお願いいたします。

【受付時間】奄美・鹿屋地区 8:30～9:20 鹿児島地区 9:00～9:40

【講習時間】奄美・鹿屋地区 9:20～15:30 鹿児島地区 9:50～16:00

2. 申込み方法（インターネットによる予約が必要です。）

- ・インターネットの予約申込を優先します。
- ・インターネット環境のない方は、自動車事故対策機構鹿児島支所までご連絡ください。申込書を送付しますので、必要事項ご記入の上、受付期間内に郵送（返信用封筒を添えて）にてお申込みください。

【ナスバのホームページアドレス [\[http://www.nasva.go.jp\]](http://www.nasva.go.jp)】

※先着順に受付いたしますので、お早めにお申込みください。

※締め切りは開催日の 1 週間前です。

3. 講習の手数料

1 名 **3,100 円**（消費税を含む） ※鹿児島県トラック協会会員事業者の方は、全額助成

4. 当日お持ちいただくもの

- (1) 予約確認書（ネット予約の方）
- (2) 運行管理者等指導講習手帳
（手帳お持ちでない方は、写真 1 枚 無帽・正面 3 分身・縦 3.0cm × 横 2.4cm）

実施機関：みゆき学園

1. 講習日時及び実施場所

開催日	対象業態	会場	所在地	定員
6月18日(月)	全業態	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80 名
7月1日(日)	全業態	ナカムラ自動車学校	都城市五十町 4540-3	90 名

7月7日(土)	全業態	鹿ト協大隅地区研修センター	曾於郡大崎町永吉 5080	40名
7月18日(水)	全業態	始良市文化会館	始良市加治木町木田 5348-185	48名
10月9日(火)	全業態	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80名
10月22日(月)	全業態	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80名
11月5日(月)	全業態	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80名
11月18日(日)	全業態	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80名

※大隅地区研修センター開催分は、鹿児島県トラック協会会員のみ受講対象になります。

※全業態とは、旅客（バス・タクシー）、貨物（トラック）のことです。

【受付時間】 9:00～ 【講習時間】 10:00～16:00

2. 申込み方法

けいゆう自動車学校ホームページ[<http://www.keiyu-ds.co.jp/>]から「運行管理者等指導講習」へお進みください。受講申込書をダウンロードして頂き、必要事項ご記入の上、FAXまたは郵送で(株)みゆき学園交通安全教育センターまでお申込みください。ご送付いただいた受講申込書に「受講受付印」を押印しFAXで返信します。講習実施日の1週間前までに必着をお願いします。

3. 講習の手数料

1名 **3,100円**（消費税を含む） ※鹿児島県トラック協会会員事業者の方は、全額助成

4. 当日お持ちいただくもの

- (1) 運行管理者等指導講習手帳
（手帳お持ちでない方は、写真1枚 無帽・正面3分身・縦3.0cm×横2.4cm）
- (2) 本人確認書類（運転免許証等）

実施機関：串木野自動車教習所

1. 講習日時及び実施場所

開催日	対象業態	会場	所在地
6月23日(土)	貨物	ホテルアクシアくしきの	いちき串木野市長崎町 101
10月20日(土)	貨物	ホテルアクシアくしきの	いちき串木野市長崎町 101

【受付時間】 9:00～ 【講習時間】 10:00～15:40

2. 申込み方法

串木野自動車教習所ホームページ[<http://www.kushikino.co.jp/>]から「運行管理者等指導講習」へお進みください。受講申込書をダウンロードして頂き、必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送で、有限会社 串木野自動車教習所までお申込みください。ご送付いただいた受講申込書に「申込受付印」を押印しFAXで返信します。講習実施日の1週間前までに必着をお願いします。

3. 講習の手数料

1名 **3,100円**（消費税を含む） ※鹿児島県トラック協会会員事業者の方は、全額助成

4. 当日お持ちいただくもの

- (1) 受付印済申込書（コピー可）
- (2) 運行管理者等指導講習手帳
（手帳お持ちでない方は、写真1枚 無帽・正面3分身・縦3.0cm×横2.4cm）
- (3) 本人確認書類（運転免許証等）

【問合せ先及び申込書送付先】

独立行政法人 自動車事故対策機構鹿児島支所
〒892-0838
鹿児島市新屋敷町16-401公社ビル420号
TEL:099-225-0782
FAX:099-225-0783

株式会社
みゆき学園 交通安全教育センター
〒885-0004 都城市都北町7333
TEL:0986-38-1001
FAX:0986-38-0908

有限会社串木野自動車教習所
〒896-0005
いちき串木野市西塩田町63-2
TEL:0996-32-9222
FAX:0996-33-0094

平成30年度運行管理者等基礎講習のご案内

平成30年度運行管理者等基礎講習が下記のとおり追加開催されます。

※運行管理者試験を受験する方は、本講習の申込とは別に（公財）運行管理者試験センターへの受験の申請手続きが必要になります。

平成27年度より、基礎講習修了証に「旅客」、「貨物」を明示するようになりましたので、予約の際は、ご希望の業種に間違いのないよう確認するようお願いいたします。運行管理者試験の受験資格においても、旅客・貨物の試験区分に応じた基礎講習を修了した方と改訂されておりますのでご注意ください。

実施機関：自動車事故対策機構

1. 開催日時及び場所

開催日	会場	所在地
7月9日(月)～7月11日(水)	鹿児島県市町村自治会館4階大ホール	鹿児島市鴨池新町7-4

講習時間

1日目 9:50～17:00	2日目 10:00～17:00	3日目 10:00～16:00
----------------	-----------------	-----------------

※受付時間（初日）午前9時から9時40分まで

（注）講習を修了するためには、3日間全ての出席が必要です。

2. 申込み方法（申込みは平成30年4月10日（火）から開始）

(1) インターネット予約

NASVA ホームページ「<http://www.nasva.go.jp/>」から「講習の予約はこちらから」へお進みください。申込み後は、必ず「講習予約確認書」を印刷し、講習初日の受付時に提出してください。

(2) インターネット以外の手続き（申込みは平成30年5月1日（火）から定員に達するまで）

鹿児島支所までご連絡（099-225-0782）ください。「基礎講習受講予約申込書」をFAXします。

必要事項を記入し、郵送（切手を添付した返信用封筒を添えて）にてお申込みください。後日「講習予約確認書」が返送されてきますので、講習初日の受付時に提出してください。

なお、システムの仕様により、インターネット予約優先となりますので、ご了承願います。

注：申込は先着順で受け付けており、定員になり次第、申込みをお断りさせていただきますので、予めご了承願います。締め切り：平成30年7月6日（金）

3. 携行品

- (1) 「講習予約確認書」
- (2) 受講料 8,700 円（税込）（※初日の受付時に現金で徴収します。）
- (3) 写真 1 枚 縦 3.0cm × 横 2.4cm（既に手帳の交付を受けている方は必要ありません）
- (4) 運行管理者等指導講習手帳（既に手帳の交付を受けている方）
- (5) 筆記用具等

4. 講習修了証書等の交付

3日間の基礎講習を全て受講し、試問の結果が一定基準に達した方に、運行管理者等指導講習手帳（講習修了の証明）と、修了証書を交付します。

5. その他

- (1) 駐車場に限りがございます。なるべく、公共交通機関をご利用いただくか、お乗り合わせの上お越しください。

実施機関：みゆき学園

1. 開催日時及び場所

開催日	会場	所在地	定員
6月20日(水)～22日(金)	鹿ト協大隅地区研修センター	曽於郡大崎町永吉 5080	40名
7月10日(火)～12日(木)	ナカムラ自動車学校	都城市五十町 4540-3	90名
11月12日(月)～14日(水)	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80名
1月16日(水)～18日(金)	警友自動車学校	都城市都北町 7333	80名

講習時間

1日目 10:00～17:00	2日目 10:00～15:00（旅客）13:00～17:00（貨物）	3日目 10:00～17:00
-----------------	------------------------------------	-----------------

※受付時間 (初日) 午前 9 時 30 分～

(注) 講習を修了するためには、3 日間全ての出席が必要です。

(注) 大隅地区研修センター開催分は、鹿児島県トラック協会会員のみ受講対象になります

2. 申込み方法

けいゆう自動車学校ホームページ「<http://www.keiyu-ds.co.jp/>」から「運行管理者等指導講習」へお進みください。受講申込書をダウンロードして頂き、必要事項ご記入の上、FAX または郵送で(株)みゆき学園交通安全教育センターまでお申込みください。ご送付いただいた受講申込書に「受講受付印」を押印し FAX で返信します。講習実施日の 1 週間前までに必着をお願いします。

3. 携行品

- (1) 本人確認書類 (運転免許証等)
- (2) 受講料 8,700 円 (税込) (※初日の受付時に現金で徴収します。)
- (3) 写真 1 枚 縦 3.0cm × 横 2.4cm (既に手帳の交付を受けている方は必要ありません)
- (4) 運行管理者等指導講習手帳 (既に手帳の交付を受けている方)
- (5) 筆記用具等

4. 受講時のご注意

- (1) 受講当日は開始時間に遅れないようにお越しください。遅刻された場合、受講が出来ませんのであらかじめご了承ください。
- (2) お申込み後に受講者の変更又はキャンセルの場合は必ず事前にご連絡ください。
- (3) 駐車場に限りがありますので、できるだけ乗合せてお越しください。
- (4) 全てのカリキュラムを受講された方に対し、修了証交付します。一部欠席等がありますと修了証の発行はできず、料金の返金もできませんのであらかじめご了承ください。

実施機関：串木野自動車教習所

1. 開催日時及び場所

開催日	会場	所在地
7月5日(木)～7日(土)	ホテルアクシアくしきの	いちき串木野市長崎町 101
10月11日(木)～13日(土)	ホテルアクシアくしきの	いちき串木野市長崎町 101

講習時間

1日目 10:00～16:40	2日目 10:00～16:40	3日目 10:00～14:40
-----------------	-----------------	-----------------

※受付時間 (初日) 午前 9 時～

(注) 講習を修了するためには、3 日間全ての出席が必要です。

2. 申込み方法

串木野自動車教習所ホームページ「<http://www.kushikino.co.jp/>」から「運行管理者等指導講習」へお進みください。受講申込書をダウンロードして頂き、必要事項をご記入の上、FAX または郵送で、有限会社 串木野自動車教習所までお申込みください。ご送付いただいた受講申込書に「申込受付印」を押印し FAX で返信します。講習実施日の 1 週間前までに必着をお願いします。

3. 携行品

- (1) 「受付印済申込書」(コピー可)
- (2) 本人確認書類 (運転免許証等)
- (3) 受講料 8,700 円 (税込) (※初日の受付時に現金で徴収します。)
- (4) 写真 1 枚 縦 3.0cm × 横 2.4cm (既に手帳の交付を受けている方は必要ありません)
- (5) 運行管理者等指導講習手帳 (既に手帳の交付を受けている方)
- (6) 筆記用具等

4. 受講時のご注意

- (1) 受講当日は開始時間に遅れないようにお越しください。遅刻された場合、受講が出来ませんのであらかじめご了承ください。
- (2) お申込み後に受講者の変更又はキャンセルの場合は必ず事前にご連絡ください。
- (3) 駐車場に限りがありますので、できるだけ乗合せてお越しください。
- (4) 全てのカリキュラムを受講された方に対し、修了証交付します。一部欠席等がありますと修了証の発行はできず、料金の返金もできませんのであらかじめご了承ください。

【問合せ先及び申込書送付先】

独立行政法人 自動車事故対策機構鹿児島支所
〒892-0838
鹿児島市新屋敷町16-401公社ビル420号
TEL:099-225-0782
FAX:099-225-0783

株式会社
みゆき学園 交通安全教育センター
〒885-0004 都城市都北町7333
TEL:0986-38-1001
FAX:0986-38-0908

有限会社串木野自動車教習所
〒896-0005
いちき串木野市西塩田町63-2
TEL:0996-32-9222
FAX:0996-33-0094

整備管理者「選任前」研修のご案内

整備管理者「選任前」研修が下記のとおり実施されます。受講該当者及び受講希望者は、別紙の受講申込書（事前申込）に必要事項等ご記入の上、7月10日（火）【厳守】までに、FAX（下記参照）で鹿児島県トラック協会にお申込みください。

注1：受講された方は、再度受講の必要はありません。

注2：整備士の資格を持っている方は、受講の必要はありません。

1. 日 時

平成30年7月18日（水）13時30分から17時00分

2. 場 所

鹿児島県トラック研修センター
(鹿児島市谷山港2丁目4-15)

3. 定 員

100名（定員になり次第、締切とします）

4. 研修内容

- ①整備管理者制度の趣旨、目的について
- ②整備管理者の法定業務について
- ③その他

5. その他

- ①受講者は当日「運転免許証」等本人確認が出来るものをご持参ください。
- ②研修受講者には、修了証明書が交付されます。
- ③駐車場については、鹿児島運輸支局構内（鹿児島市谷山港2丁目4-1）に駐車ください。研修会場には駐車できませんので、ご注意ください。

【お問合せ】

公益社団法人鹿児島県トラック協会 適正化事業課
TEL:099-210-9498 FAX:099-262-5500

◆整備管理者「選任前」研修受講申込書◆

記入例	● ● 運 送 株 式 会 社 ▲ ▲ 営 業 所 等	
会社名	営業所	
連絡先(担当・TEL)	担当者名() TEL() - ・ FAX() -	
(氏名)ふりがな		
受講者名	※正確な氏名をご記入ください。例:高→高・浜→濱等々	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	
住 所	※「現住所」をご記入してください。	
開催日・開催場所		受講時間
平成30年7月18日(水) 鹿児島県トラック研修センター		13時30分～17時00分
●身分証明(自動車運転免許証等)の写し貼付スペース		
※修了証明書の交付時に氏名・住所・生年月日等正確に確認するため下記又は別紙に添付の上、申込をお願いいたします。		
運転免許証(写し)等添付		

1. 個人情報保護法に基づく個人情報の利用目的等について

- ・本申込における個人情報の収集は鹿児島運輸支局及び鹿児島県トラック協会以外の第三者への提供・開示は一切ありません。
- ・この申込で得た個人情報は、受講者名簿作成及び修了証明書交付、その他付帯する業務に利用し細心の注意と最大限の努力をもって保護・管理を行います。

注1: 受講については「事前」に申込み必要です。申込期限は7月10日(火)まで。(申込厳守)

注2: 「整備士」の資格を持っている場合は、受講の必要はありません。

注3: 現在整備管理者として選任されている場合は、受講の必要はありません。

平成30年度「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業」のお知らせ

一般財団法人環境優良車普及機構（LEVO）において、低炭素型ディーゼルトラックを導入する中小トラック事業者に対して標記の補助金を交付する事業が実施されます。

中小トラック運送事業者の皆様へ

環境省

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業）

**低炭素型ディーゼルトラックの導入で
補助金申請ができます！**

低炭素型ディーゼルトラック(※)を購入またはリースで導入した場合、補助金申請ができます。

対象：平成30年4月2日～平成31年1月31日に新車新規登録された事業用車両



本事業は、中小トラック事業者が低炭素型ディーゼルトラック(※)を導入し、エコドライブを含む燃費改善の取り組みを継続的に実施・改善する体制を構築することにより、二酸化炭素の排出削減を図り、地球環境保全に資することを目的とした補助事業です。

必要な書類をそろえて申請いただき、審査を通過すると補助金が交付されます。

※低炭素型ディーゼルトラック

平成27年度重量車燃費基準を大型車及び中型車は+5%以上、小型車は+10%以上達成した車両
具体的には、排出ガス規制識別記号が、下記の新車新規登録車両

車型区分(車両総重量)	補助対象となる排出ガス規制識別記号	
大型 (12t 超)	「LPG」 「QPG」	「2PG」 「2RG」
中型 (7.5t 超～12t 以下)	「SPG」 「TPG」 「TRG」	
小型 (3.5t 超～7.5t 以下)	「TRG」 「2RG」	

- ・平成30年4月2日から平成31年1月31日の間に新車新規登録された事業用車両で所有権が留保されていないこと。
- ・型式に「改」の付く車両は、公募要領にて適否を確認ください。

概要

- ・ 受付期間：平成 30 年 6 月 11 日～平成 31 年 1 月 31 日まで
- ・ 申請台数：1 事業者あたり 1 台
- ・ 予算額：約 28 億円
- ・ 廃車を伴わなくても補助金申請ができます。（廃車の有無により補助金額は異なります）
- ・ リースの場合は、リース会社（所有者）が申請者となり、リース料金の減額によって運送事業者に補助金を還元します。
- ・ 審査は申込み順に行いますが、予算残額が 2 割程度に達した場合には当該日付以降は申込み順の審査は行わず、当該日付から平成 31 年 1 月 31 日までに申込みのあったすべての申請を対象に審査を行います。また予算残額を超える申請があった場合には、抽選により補助事業者を決定します。
- ・ 受付状況、予算残額は、弊機構ホームページをご覧ください。



参考：基準額

- ・ 基準額は、車型区分・廃車の有無によって異なります。（下表参照）

車型区分 (車両総重量)	基準額	廃車の有無（要件は下記を参照）	
		廃車有	廃車無
大型（12t 超）		75 万円	50 万円
中型（7.5t 超～12t 以下）		42 万円	28 万円
小型（3.5t 超～7.5t 以下）		15 万円	10 万円

廃車要件（廃車を伴う場合）

- ・ 平成 18 年度以前初度登録の事業用トラックであること
- ・ 平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 1 月 31 日の間に廃車（永久抹消）するもの
- ・ 所有者名が新車登録する車両の所有者名（リースの場合は使用者名）と同一であること
- ・ 導入する車両と同じ車型区分以上であること
- ・ 廃車するまで過去 1 年、継続して原則自社で事業用トラックとして使用していたもの
- ・ 廃車日の 6 カ月前の期日における自動車検査証が有効であり、一定距離の走行をしていることその他詳細は、[弊機構ホームページを参照ください。](#)

【お問合せ】

一般財団法人 環境優良車普及機構 低炭素型ディーゼル車普及事業執行グループ
TEL:03(5341)4577 FAX:03(5341)4578
メールアドレス:hojokin@levo.or.jp
ホームページ <http://www.levo.or.jp/>

職場定着支援助成金のご案内

厚生労働省では、離職率低下に取り組む事業主への職場定着支援助成金による支援を実施していますので、お知らせします。

詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。

～「魅力ある職場づくり」の取り組みのために～

職場定着支援助成金を活用しませんか

- 厚生労働省では、雇用管理制度（**評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度(保育事業主のみ)**）の導入等を通じて、離職率低下に取り組む事業主への職場定着支援助成金による支援を実施しています。
（平成28年度は約**4,500件**の助成金の利用がありました）
- 利用者からは「従業員が、（健康づくりの）制度があることにより、安心して働くことができる」「就業規則の整備等により、労使間の信頼関係が構築できた」（※）といった声をいただいています。（※平成27年度 厚生労働省調査より）

職場定着支援助成金を活用した事業主さまからの声

評価・処遇制度の導入効果

- ・評価者となることで、管理者としての意識が高まった。
- ・従業員の意識変化および意欲の向上につながった。
- ・**就業規則の整備等により、労使間の信頼関係が構築できた。**

研修制度の導入効果

- ・事業所の人材育成への注力を感じた従業員のモチベーション向上につながった。
- ・従業員のスキルアップにつながった。
- ・事業所における研修の必要性を再認識した。
- ・新卒の定着率が向上した。
- ・人材育成を行っていることをアピールすることで、他社と差別化することができ、より人材が集まりやすくなった。

健康づくり制度の導入効果

- ・従業員が、**制度があることにより、安心して働くことができる。**
- ・会社への信頼感が増した。
- ・健康管理の意識が向上した。
- ・採用説明時に健康制度の存在をアピールでき、安心して入職してもらえる。
- ・労働環境の向上につながる。



◆ 職場定着支援助成金（個別企業助成コース・雇用管理制度助成）の助成額

制度を導入した場合に**10万円**を助成するほか、雇用管理制度の運用を経て離職率低下目標を達成できた場合に**57万円**（生産性要件を満たした場合は**72万円**）を助成します。

※職場定着支援助成金では、この他に、**従業員の身体的負担軽減のために介護福祉機器の導入等を行った場合の助成、介護または保育事業主が賃金テーブルの整備を行った場合の助成**を行っています。
詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053276.html>

職場定着支援助成金

検索



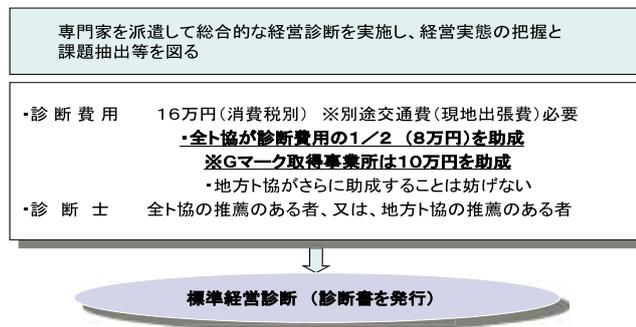
平成30年度中小トラック運送事業者のための「経営診断事業」のご案内

様々な経営課題を抱える中小トラック運送事業者の皆様の経営改善のため、全ト協標準経営診断システムによる「総合的な経営診断（ステップ1）」、「経営改善相談（ステップ2）」の2ステップ方式で経営改善を図る経営診断事業を実施します。

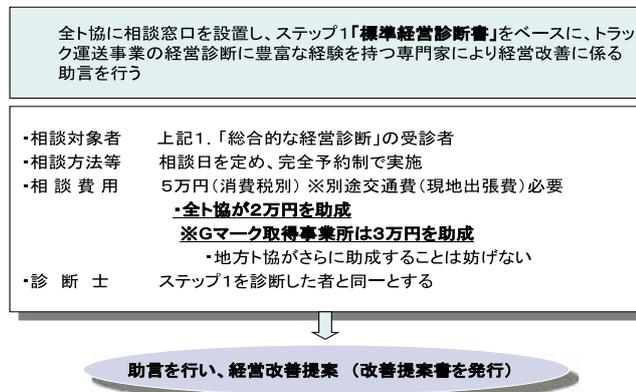
トラック運送事業の経営診断に豊富な経験を持つ専門家による診断を受けられた場合、経営診断・経営改善相談費用の一部を全日本トラック協会が助成しますので、是非ご活用ください。

経営診断受診促進事業のスキーム

1. 総合的な経営診断（ステップ1）



2. 経営改善相談（ステップ2）



◆**申請受付期間** 平成30年6月1日（金）～平成31年2月28日（木）
※予算枠に達した場合は、その時点で締め切りとなります。

◆助成要件

全ト協または県ト協が推薦する中小企業診断士等が実施する「全ト協標準経営診断システム」による診断を受診すること。

◆申請書ダウンロード先

全日本トラック協会 平成30年度経営診断事業

検索

【申請・お問合せ】

公益社団法人鹿児島県トラック協会 総務企画課
TEL:099-261-1167

「不正改造車排除運動」実施のお知らせ

国土交通省及び自動車関係 33 団体で構成する「不正改造防止推進協議会」では、年間を通じて標記運動を実施していますが、平成 30 年 6 月 1 日（金）から 6 月 30 日（土）までの 1 ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」とし、特に重点をおいて運動を実施しています。

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっていることから、社会的にもその排除が強く求められています。

「不正改造防止自主点検票」を活用し、所有車両等について定期的な自主点検の実施に努めるよう、お願いします。

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

- 指定以外のステッカー貼付は不可。
- 前面ガラス等に裝飾板を装着した状態又は運転席および助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼付した状態での可視光線透過率が70%未満のもの不可。

(道路運送車両の保安基準第29条)

バックミラー

- 鏡柄が突起がないこと。
- 歩行者等に接触した場合に衝撃を緩和できる構造であること。

(道路運送車両の保安基準第18条、第44条)

警告器

- 音が自動的に断続するものは不可。
- 音の大きさ又は音色が自動的に変化する又は運転席で容易に変化させることができるものは不可。

(道路運送車両の保安基準第43条)

シートベルトリマインダーの不正解除

- 運転席にシートベルトが装着されていない場合にその旨を運転者に警告する装置(シートベルトリマインダー)による警告表示等を、機具を用いて不正に解除すること。

前部霧灯

- 白色又は淡黄色であること。
- 同時に3個以上点灯しないこと。

(道路運送車両の保安基準第33条)

不正改造車の行政処分基準

初回違反 20 日 × 違反車両数
再違反 40 日 × 違反車両数

ほかにも道路運送車両法、道路交通法による罰則がかけられます。

回転灯

- 緊急自動車等以外には赤色の回転灯は取付け不可。
- 道路維持作業用自動車以外には黄色の回転灯は取付け不可。

(道路運送車両の保安基準第42条)

ディーゼル車の原動機

- 黒煙汚染度は基準内であること。

(道路運送車両の保安基準第31条)

巻き込み防止装置

- 普通貨物自動車には、巻き込み防止装置を備えなければならない。

(道路運送車両の保安基準第18条の2)

安全確認用窓を物などで塞いで見えなくすること。

危険な不正改造車は 重大な犯罪です!

6月1日～6月30日
「不正改造車排除」強化月間

その他の灯火(ディライト)

- 赤色でないこと。
- 光度300cd以下であること。
- 点滅しないこと。

(道路運送車両の保安基準第42条)

タイヤ

- 回転部分と突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。

(道路運送車両の保安基準第18条)

直前直左確認鏡

- 運転者席において、一定の基準の障害物を確認できる鏡等を備えなければならない。

(道路運送車両の保安基準第44条)

不正な二次架装

- 新規検査受検後に燃料タンクの増設。
- 容量が大幅に異なる燃料タンクへの変更。等(構造等変更検査の手続きが必要になります。)

速度抑制装置(スピードリミッター)

- 自動車(90キロメートル毎時を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度制御を円滑に行えるものであること。
- 速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されていること。

(道路運送車両の保安基準第8条)

マフラー

- マフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着。

突入防止装置

- 自動車の後面には、突入防止装置を備えること。

(道路運送車両の保安基準第18条の2)

ダンプ(土砂等運搬)

- 土砂等を運搬するダンプ車には、さし枠の取付けがないこと。
- 荷台の一部を高くする等の改造がないこと。

(道路運送車両の保安基準第27条)

大型後部反射器

- 貨物普通自動車には、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。

(道路運送車両の保安基準第38条の2)

● ……重点排除項目

公益社団法人 **全日本トラック協会** 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
<http://www.jta.or.jp>

整理番号	
------	--

不正改造防止自主点検票

点検の実施日	平成 年 月 日	点検の実施者	職責	
			氏名	
事業者名				
事業場名				
点検事項	点検内容		チェック欄	
			適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有 (台)
		従業員車両	無	有 (台)
		販売車両	無	有 (台)
		その他	無	有 (台)
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況			
	社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認			
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況			
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認			
	不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施			
不正改造車への対応と措置	不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応			
	上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供			
	ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否			

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入してください。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

市道阿久根出水線(広域農道)の通行に関する要望

阿久根市から、広域農道通行について次のとおり要望がありました。ご協力をお願いします。

阿 都 第 37 号
平成30年4月12日
(都市建設課扱い)

公益社団法人鹿児島県トラック協会
会 長 中 村 利 秋 様

阿久根市長 西 平 良 将



市道阿久根出水線(広域農道)の通行について(要望)

春暖の候、貴協会におかれましては、御清栄のこととお喜び申し上げます。

現在、北薩地区における南九州西回り自動車道は「出水ICから阿久根IC」までが供用され、阿久根ICが現在の当該自動車道の区間の起点・終点になっているため、この付近は多くの車両が通行しているところです。

現在問題となっていますのは、当該ICを乗り降りする大型トラックの多くが走行距離を短縮(いわゆるショートカット)するために、国道3号・県道46号を通行せずに、市道阿久根出水線(広域農道)を通行することにあります。

ご案内のとおり、市道阿久根出水線は、農道として整備された路線のため、トラックが1日に約千台も通行する道路構造や舗装構成になっていません。

したがって、

- ・ 大型トラックの交通量の増大で国道・県道に比べ構造的にもろいため、広域農道の道路路盤の損傷が激しい。
- ・ 当該広域農道は小中学生の通学路になっているが、農道であり歩道が設置されていないため、大型トラックの通行により小中学生など歩行者との接触等危険な状況が頻発している。
- ・ 当該広域農道沿いに住む市民からは、大型トラックの通行により振動で家が揺れ、家でゆっくり過ごすことができないなどの苦情が相次いでいるなどの様々な点で支障が生じているものです。

つきましては、以上のようなことから、南九州西回り自動車道「阿久根IC」の乗り降りの際には、市道阿久根出水線(広域農道)ではなく、大型トラック等の通行を前提に整備されています国道3号・県道46号を通行いただきますよう会員の皆様に周知くださるようお願いいたします。

なお、いわゆるショートカットしても、短縮されるのはわずか1.9キロメートル、約3分です。地域住民の快適な住環境の確保、子どもたちの安全のためにも、何卒ご協力いただきますようお願いいたします



阿久根市波留付近

①市道阿久根出水線（広域農道）入口



②県道 46 号（阿久根東郷線）入口付近



③県道 46 号（阿久根東郷線）入口



事業報告書及び事業実績報告書の提出について

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則により、毎事業年度における営業活動状況を報告する「事業報告書」と前年4月1日から3月31日までの1年間の輸送実績を報告する「事業実績報告書」を提出しなければなりません。会員におかれましては、期限までに提出されますようお願いいたします。**未提出の場合、行政処分の対象となります。**

事業報告書

- ① 特定貨物自動車運送事業者は除く
- ② **決算後 100 日以内に提出**
- ③ 事業者の控えを含めて 4 部提出（一部原本他コピー可）
- ④ 提出先はトラック協会
※県外本社の場合は、主たる事務所の所在地を所轄する運輸支局長に提出

事業実績報告書

- ① 決算期に関係なく 4 月から翌年 3 月までの 1 年間で計上したものを **7 月 10 日までに提出**
- ② 事業者の控えを含めて 5 部提出（一部原本他コピー可）
- ③ 提出先はトラック協会
※県外本社の場合は、主たる事務所の所在地を所轄する運輸支局長に提出

3月決算の事業者が多いことから、この度、事業報告書及び事業実績報告書を広報誌と一緒に皆様に送付することとなりました。既に提出済みの事業者や主たる事務所を九州管内に設けていない事業者もあると思いますが、ご了承ください。

トラック協会を経由せずに運輸（支）局に直接提出されている事業者は、当協会の受付データでは未提出となっていますので、受付印の押された控えの提出（FAX 可）をお願いします。※用紙は、会員ネットワークからもダウンロードできます。

優秀運転者顕章のご案内

(公社)全日本トラック協会では、人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りを持たせ他の模範とするとともに、交通道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的に、標記顕章を行っています。

会員の皆様におかれましては、下記顕章基準を満たされる運転者を県ト協までご推薦ください。

1. 顕章の種類及び基準

現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次に定める期間無事故であり、かつ無違反者であった者

- (1) **金十字章** 満20年以上(平成10年6月1日以前から無事故・無違反)
(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする)
- (2) **銀十字章** 満10年以上(平成10年6月2日から平成20年6月1日までの期間から無事故・無違反)
(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする)

※上記の無事故であり、かつ無違反者であった者とは、次に定める者以外の者とする。
ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

- ① 人身に係る事故を起こした者
- ② 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
- ③ 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

2. 期間の算定

無事故・無違反の開始年月日から平成30年5月末までの期間

3. 提出書類

- ・推薦書
- ・委任状(無事故・無違反証明書申請用)
※県ト協に準備しておりますのでお問合せください。
※Net-KTA会員ネットワーク又は県ト協ホームページからもダウンロードできます。

4. 提出期限

平成30年8月9日(木)(厳守)

5. その他

既に章を受けている方で、再び同種の章を受けることはできません。

【お問合せ及び提出先】

公益社団法人鹿児島県トラック協会 総務企画課
〒891-0131 鹿児島市谷山港2-4-15
TEL: 099-261-1167

「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン」のお知らせ

全ト協において、トラックドライバーの長時間労働の抑制と職業としての魅力向上を目的に「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン」が策定されました。

本アクションプランでは、トラックドライバーの長時間労働の是正と処遇改善、労働条件の改善等を基本方針とし、罰則付き時間外労働規制の適用が開始される見込みの 2024 年度に時間外労働年 960 時間超のトラック運転者が発生する事業者の割合が「ゼロ」となるよう目標が設定されています。

その内容としては、(1)「労働生産性の向上」として、荷待ち時間、荷役時間の削減や高速道路の有効利用等、(2)「運送事業者の経営改善」として、ドライバーの処遇改善や経営基盤の強化、(3)「適正取引の推進」として、書面化等の推進、適正運賃・料金の収受等、(4)「多様な人材の確保・育成」として女性や高齢者、若年労働者を含む従業員が働きやすく、働き甲斐のある職場・会社づくり、を 4 本柱とする取組を推進するものです。

全ト協ホームページに概要版が掲載されていますので、ご活用ください。

「トラック運送業界の景況感(速報)平成30年1月～3月期」の調査報告

全日本トラック協会が標記調査報告を取りまとめました。
詳細は、全日本トラック協会ホームページでご確認ください。

平成 30 年 1 月～ 3 月期の業況判断指数（日銀短観 3 月）は、1 月以降の円高や原材料価格の上昇等を背景に景況感の改善基調が一服し、景気拡大の持続に陰りが現れた。大企業・製造業では 8 四半期ぶり（2 年ぶり）に悪化、大企業・非製造業も 6 四半期ぶり（1 年半ぶり）に悪化となった。

こうしたなか、トラック運送業では運賃・料金の水準は回復基調で推移したものの、労働力不足や燃料価格上昇等によるコスト増加の影響をより大きく受けたことから、営業利益および経常損益は悪化した。その結果、景況感の判断指数は▲ 3.0 となり前回（2.2 から）5.2 ポイント悪化した。

なお、今後の見通しは、労働力不足や燃料価格上昇等が来期も継続して影響し、経常損益は一段と悪化することが見込まれるため、景況感の判断指数は今回から 4.3 ポイント悪化し、▲ 7.3 となる見込みである。

平成30年度

参加費無料

交通安全セミナー

(公社)鹿児島県トラック協会・(公社)鹿児島県トラック協会セフティ会共催

2018年7月7日(土) 13:30~15:30

加音ホール 始良市加治木町木田5348-185



「心を開くほめ達！の魔法
～その思い、届いていますか～」

講師：福元直子

(一社)日本ほめる達人協会 特別認定講師
(株)LICHT(リヒト)代表取締役

家族・友人・職場の仲間やお客様・・・大切な人をあなたは笑顔にしていますか？

あなたは自分を応援していますか？

「ほめる・認める」で、まずはあなたが、そしてあなたの大切な人が輝きますように。

第1部で事故防止セミナーもあります。

別紙申込書にて、お申込みください。※当日申込可【定員135名】

(公社) 鹿児島県トラック協会 宛

FAX:099-261-1169

平成30年度交通安全セミナー参加申込書

(公社)鹿児島県トラック協会・(公社)鹿児島県トラック協会セフティ会 共催

会社名	
参加者氏名	
参加者氏名	
参加者氏名	
ご連絡先	TEL

【会場のご案内】加音ホール

〒899-5241 始良市加治木町木田5348-185



トラック運送事業者のための 人材確保セミナー

トラック運送業界では、人材確保対策が喫緊の課題であることから、ドライバー等の確保、定着の参考となる標記セミナーを下記のとおり開催することとなりました。会員の皆様におかれては、是非ご出席くださいますようお願いいたします。

(日 時) 平成 30 年 7 月 26 日 (木) 13:30 ~ 15:30
(場 所) 鹿児島サンロイヤルホテル 1階「エトワール」

【第 1 部】

テーマ：鹿児島県内の運輸業等の求職状況と求人にあたっての注意点について
 講師：鹿児島労働局 職業安定部職業安定課 ご担当者様

【第 2 部】

テーマ：**人が集まる・集める物流企業の創り方**
～ドライバー採用成功事例大公開～

- ・今までの半分以下のコストで、5倍以上ドライバーを集める方法
- ・毎月コンスタントに20名以上応募がある中小運送会社の取組み事例
- ・応募のないハローワーク求人票の書き方はここが間違っている！ 他

講師：(株)船井総合研究所 物流・交通グループ
 グループマネージャー エグゼクティブ経営コンサルタント
河内谷 庸高 氏

(プロフィール)

運送会社・物流会社向けにマーケティング戦略の立案から販促・営業企画、新規事業参入等、業績アップコンサルティングに従事。

近年は採用・定着・育成をメインテーマに活動。ホームページを核とした求人方法で、エリアや企業規模に関わらず、今の時代でも採用に困っていない物流会社を各地で輩出。

物流企業経営研究会「ロジスティクスビジネス経営研究会」を主宰。



(申込み) 別紙申込書により FAX (099-261-1169) にてお申込みください。

※当日申込可

【お問合せ】

(公社)鹿児島県トラック協会 総務企画課

TEL:099-261-1167 FAX:099-261-1169

トラック運送事業者のための

人材確保セミナー

参加申込書

(日 時) 平成 30 年 7 月 26 日 (木) 13 : 30 ~ 15 : 30

(場 所) 鹿児島サンロイヤルホテル 1 階「エトワール」

会社名	
連絡先	TEL : FAX :
申込者名①	(役職)..... (氏名).....
申込者名②	(役職)..... (氏名).....
申込者名③	(役職)..... (氏名).....

平成30年度助成事業のご案内

平成30年度の助成事業は、下記のとおりです。
 会員の皆様は、是非ご活用ください。★印は、今年度新規に追加したものです。
 詳細は、鹿児島県トラック協会ホームページの「助成事業に関する規程」を確認されるか、労働・環境課又は経理課へお問合せください。

平成30年度【労働・安全対策事業】

区分	助成項目	助成額 (単位:千円)	予算額 (単位:千円)	備 考		
労働・安全対策事業	安全装置等導入促進助成金	全ト協助成対象機器	20,000	1,000	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業者10台まで ・側方視野確認支援装置 (車両総重量7.5トン以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限る。) ・後方視野確認支援装置と側方視野確認支援装置両機能の一体型の対象機器 4万円 	
		★ 上記以外の対象機器 (後方視野確認・側方視野確認支援装置)	3,000	200	<ul style="list-style-type: none"> ・1台あたり取得価格(税抜)の1/2 (上限3千円) ・1事業者10台まで 	
	衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金	全ト協助成対象(型式)機器 (*回の「事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援)」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。)	100,000	1,500	<ul style="list-style-type: none"> ・中型車のみ対象 1事業者3台まで (*総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用トラック) ・1台あたり装置取得価格の1/2 (上限10万円) *中小企業事業者に限る。(資本金3億円以下、常時使用する従業員の数300人以下) 	
	ドライブレコーダ機器導入促進助成金	全ト協対象機器・運行管理連携型	20,000	4,200	<ul style="list-style-type: none"> ・登録台数(除く:被けん引車)の30%まで *ただし、登録台数(除く:被けん引車) 30台以下の事業者については、1事業者10台まで 	
		全ト協選定機器・標準型・簡易型	3,000	400	<ul style="list-style-type: none"> ・1台あたり取得価格(税抜)の1/2 (標準・簡易型 上限3千円・以外の機器 上限2千円) ・登録台数(除く:被けん引車)の30%まで *ただし、登録台数(除く:被けん引車) 30台以下の事業者については、1事業者10台まで 	
		★ 上記以外の機器	2,000	200	<ul style="list-style-type: none"> ・1台あたり取得価格(税抜)の1/2 (標準・簡易型 上限3千円・以外の機器 上限2千円) ・登録台数(除く:被けん引車)の30%まで *ただし、登録台数(除く:被けん引車) 30台以下の事業者については、1事業者10台まで 	
	アルコール検知器増強導入促進助成金		20,000	300	<ul style="list-style-type: none"> ・購入またはリース費用の1/2 ・1事業者上限2万円 	
	適性診断機器導入助成金		50,000	50	<ul style="list-style-type: none"> ・導入費用(税抜)の1/2 ・1事業者1セットまで・上限5万円 	
	コポレーションシート導入助成金		30,000	200	<ul style="list-style-type: none"> ・導入費用の1/2 (税抜)(※ダンプのみ) ・1事業者上限3万円 	
	貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金	安全運転研修等	(特別研修) 全ト協指定研修施設のみ (安全運転C・ONGA等)	各研修機関の受講料参照	1,500	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料の7割助成 (残り3割及び交通費等は、各社負担) *ただし、Gマーク認定事業所は、全額助成 (交通費等各社負担)
			ONGA (1泊2日)	24,000	120	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料(4万8千円)の一部助成(2万4千円) *ただし、Gマーク認定事業所は、3万4千円助成 (交通費等は、各社負担)
			県ト協(指定) みゆき学園 1日研修	22,000	2,000	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料(32,400円)の一部助成(2万2千円) *ただし、Gマーク認定事業所は、全額助成 (交通費等は、各社負担)
		★ 県ト協(指定) マジオDS みゆき学園 半日研修	10,000	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料(15,120円)の一部助成(1万円) *ただし、Gマーク認定事業所は、全額助成 (交通費等は、各社負担) 		
		初任運転者等研修	県ト協(指定) マジオDS みゆき学園	4,000	600	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料(9,450円)の一部助成(4千円) *ただし、Gマーク認定事業所は、6千円助成 (交通費等は、各社負担)
		一般運転者等研修	県ト協(指定) マジオDS	2,500	100	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料(5,400円)の一部助成(2,500円) *ただし、Gマーク事業所は、3,500円助成 (交通費等は、各社負担)
事故・違反運転者研修		県ト協(指定) マジオDS	5,000	100	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料(34,000円)の一部助成(5千円) *ただし、Gマーク認定事業所は、1万円助成 (交通費等は、各社負担) 	
免許取得助成金	大型免許	100,000	7,000	<ul style="list-style-type: none"> ・会員が負担した免許取得費用(税抜)の1/2 大型免許 上限10万円 大型免許(限定解除含む。) 上限5万円 けん引免許 上限5万円 中型免許(限定解除含む。) 上限5万円 準中型免許 上限5万円 準中型免許(限定解除) 上限3万円 ・1事業者2名まで *ただし、高等学校の新卒者の準中型免許取得(普通免許を併せて取得する場合は、普通免許取得の費用を除く。)については、1事業者あたりの上限は設けない。 		
	大型免許(限定解除含む。)	50,000				
	けん引	50,000				
	中型免許(限定解除含む。)	50,000				
	準中型免許	50,000				
	準中型免許(限定解除)	30,000				

平成30年度【労働・安全対策事業】

区分	助成項目	助成額 (単位:円)	予算額 (単位:千円)	備 考	
労働・安全対策事業	突発性運転不能障害疾患予防対策助成金 (精密検査含む) ※事前申請が必要です。 (精密除く。)	一次・二次検査	5,000	1,200	・登録台数(除く:被けん引車) 50両未満の場合 1事業者20名まで *ただし、登録台数(除く:被けん引車) 20台未満の場合は、登録台数(除く:被けん引)まで ・登録台数(除く:被けん引車) 50両以上の場合 1事業者30名まで
		精密検査	10,000	50	・精密検査費用 上限1万円 ・1事業者2名まで
	健康診断助成金 (定期健康診断)	定期健康診断	1,500	3,000	・登録台数(除く:被けん引車) 50両未満の場合 1事業者15名(上限)まで *ただし、登録台数(除く:被けん引車) 15台未満の場合は、登録台数(除く:被けん引)まで ・登録台数(除く:被けん引車) 50両以上の場合 1事業者上限30名まで (共通)常時選任運転者1人あたり 上限1,500円(1人につき年度1回のみ)
	【新規】 血圧計導入促進助成金 ★	全ト協助成対象機器 全自動血圧計(業務用)	50,000	1,000	・取得価格(税抜)の1/2 上限5万円 ・1事業所1台まで *中小企業事業者に限る。 (資本金3億円以下、従業員300人以下)
	脳ドック・心臓ドック検査	脳ドック・心臓ドック検査	10,000	200	・1事業者2名まで
		てんかん検査	5,000		
	適性診断受診助成金	一般診断(2360名)	1,150	2,714	・2,300円の半額助成(1,150円) (上限:1事業者登録車両数1.2倍まで)
		初任診断(1000名)	1,150	1,150	・4,700円の一部助成(1,150円)
		適齢診断(130名)	1,150	150	・4,700円の一部助成(1,150円)
	運転経歴証明書申請助成金	運転記録証明書	630	5,300	全額助成 1事業者登録車両数1.2倍まで
	運行管理者等一般講習受診助成金	一般講習	3,100	3,100	全額助成
	セーフティー・チャレンジ交通安全コンテスト参加助成金	参加費	1,650	660	1チームあたり参加費の一部助成(1,650円)

平成30年度【環境・エネルギー対策事業】

環境・エネルギー対策事業	環境対応車導入促進助成金 ※事前申請が必要です。	天然ガス車	2トン 234,000 4トン 600,000	386	・全体(CNG・ハイブリッド)を通して1事業者1台まで 2トン 234,000円 / 4トン 600,000円 (*H29年度助成額) *国の定める価格差によって変更になる場合があります。
		ハイブリッド車	2トン 193,000 4トン 431,000		・全体(CNG・ハイブリッド)を通して1事業者1台まで 2トン 193,000円(*H29年度助成額) 4トン 431,000円(//) *国の定める価格差によって変更になる場合があります。
	EMS用機器導入促進助成金	全ト協選定機器	10,000	500	・1事業者5台まで
	アイドリングストップ支援機器導入助成金	(全ト協助成対象機器) エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置	60,000	120	(全ト協助成対象機器) ・機器取得価格(税抜)の1/2 (上限6万円) ・1事業者1台まで
		蓄冷クーラー	20,000	200	(県ト協) ・購入費用(税抜)の1/2 (上限2万) ・1事業者2台まで
	蓄熱マット(ベット) 電気毛布	5,000	(県ト協) 購入費用(税抜)の1/2 (上限5千円) (マット・毛布を含めて枚(台)数は登録台数(除く:被けん引)の30%以内 ※ただし、1事業者10枚まで		
	エコタイヤ導入促進助成金		1,000	1,000	・1本あたり1,000円 ・1事業者50本まで
グリーン経営認証制度促進助成金	新規認証	30,000	700	・新規認証及び更新認証あわせて1事業者の申請は、1回のみとする。	
	更新認証	20,000			

平成30年度【経営・近代化促進事業】

経営・近代化促進事業	自家用燃料供給施設整備支援助成事業	新設	1,000,000	2,000	※公募期間あり 但し、公募期間初日に申請が予算総額を超過した際には、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。 なお、予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。
		増設	300,000	300	
	中小企業大学校講座受講促進助成金	中小企業大学校の定めた研修	-	300	短期講座:受講料の2/3 長期講座:受講料の1/3
	信用保証料助成金	信用保証協会保証料	-	300	1事業者保証料1/2 (上限10万)

平成 30 年度は以下の助成事業が新たに追加・変更されていますので、抜粋してお知らせします。

※**赤字**は追加、変更箇所を示します。

助成事業	概要	
安全装置等 導入促進 助成金	(全ト協指定) 対象機器	①後方視野確認支援装置 ②側方視野確認支援装置 ※車両総重量 7.5 トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る ③呼気吹き込み式アルコールインターロック装置 ④ IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 (G マーク認定事業所に限る)
	(全ト協指定外) 対象機器	後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置
	(全ト協指定) 助成金額	・ 1 台につき 20,000 円 ・ 後方視野支援装置と側方視野確認支援装置両機能を備えた対象機器の場合 40,000 円
	(全ト協指定外) 助成金額	・ 1 台あたり取得価格 (税抜) の 1/2 (上限 3,000 円) ・ 1 事業者 10 台まで
	昨年度からの 変更点	・ 全ト協指定機器 1 台につき 10,000 円 ⇒ 20,000 円 ・ 後方支援装置と側方視野確認支援装置両機能を備えた対象機器の場合 20,000 円 ⇒ 40,000 円 ・ 全ト協指定外の機器導入に対する助成を開始
ドライブレコーダ 機器導入 促進助成金	対象機器	①運行管理連携型 (全ト協指定) ②標準型 (全ト協指定) ③簡易型 (全ト協指定) ④全ト協指定外の機器
	助成金額	・ ①は 1 台につき 20,000 円、②及び③は 1 台につき 3,000 円 ・ ④は 1 台につき 2,000 円 【上限台数：①の場合】 ・ 登録台数 (除く：被けん引車) の 30% まで ・ 登録台数 (除く：被けん引車) 30 台以下の事業者は、1 事業者 10 台まで 【上限台数：②～④の場合】 ・ 登録台数 (除く：被けん引車) の 30% まで ・ 登録台数 (除く：被けん引車) 30 台以下の事業者は、1 事業者 10 台まで
	昨年度からの 変更点	・ 全ト協指定外の機器導入に対する助成を開始 ・ 上限台数の引上げ
衝突被害軽減 ブレーキ装置導入 促進助成金	対象機器	総重量 3.5 トン以上、8 トン未満の事業用トラックへ装着された衝突被害軽減ブレーキ ※新車新規登録の車両 ※国の事故防止対策支援推進事業 (先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援) の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。 ※中小企業事業者に限る。国の助成金との併用は妨げない。
	助成金額	・ 取得価格の 1/2 上限 100,000 円
	昨年度からの 変更点	・ 助成金額の上限 50,000 円 ⇒ 100,000 円 ・ 助成台数の上限 2 台 ⇒ 3 台

※**赤文字**は追加、変更箇所を示しています。

助成事業	概要	
安全運転 研修等	内容	ドライバー等に対する安全教育
	助成金額	<ul style="list-style-type: none"> ・全ト協指定研修 受講料の7割(ただし、Gマーク認定事業所の場合、受講料の全額) ・県ト協指定研修 (1泊2日研修)【ONGA】 受講料(48,000円)の一部助成(24,000円) Gマーク認定事業所 34,000円助成 (1日研修)【みゆき学園】 受講料(32,400円)の一部助成(22,000円) Gマーク認定事業所 全額助成 (半日研修)【マジオ・みゆき学園・空港自動車学校】 受講料(15,120円)の一部助成(10,000円) Gマーク認定事業所 全額助成
安全運転 研修等	昨年度からの 変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・全ト協指定研修施設 追加(青森県・群馬県・宮城県) ・1泊2日研修 再開(県ト協指定 ONGA) ・半日研修施設 追加(みゆき学園・空港自動車学校) ・各研修の助成額
初任運転者 等研修	内容	初任運転者等に対する教育研修
	助成金額	<ul style="list-style-type: none"> 受講料(9,450円)のうち一部助成(4,000円) Gマーク認定事業所 6,000円助成
一般運転者 等研修	昨年度からの 変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・ONGA 初任運転者教育研修(指導監督者) 廃止 ・Gマーク認定事業所に対するインセンティブ付与
	助成金額	<ul style="list-style-type: none"> 受講料(5,400円)のうち一部助成(2,500円) Gマーク認定事業所 3,500円助成
事故・違反 運転者研修	内容	一般運転者等に対する指導指針に基づく教育研修
	助成金額	<ul style="list-style-type: none"> 受講料(34,000円)のうち一部助成(5,000円) Gマーク認定事業所 10,000円助成
事故・違反 運転者研修	昨年度からの 変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・Gマーク認定事業所に対するインセンティブ付与
	助成金額	<ul style="list-style-type: none"> 取得価格(税抜)の1/2 上限50,000円 ・1事業所1台まで ※中小企業事業者に限る。
血圧計導入 促進助成金	対象機器	全ト協指定機器
	昨年度からの 変更点	新規事業
	助成金額	<ul style="list-style-type: none"> 短期講座(受講料の3分の2を助成)、長期講座(受講料の3分の1を助成)
中小企業大 学校講座 受講促進助 成金	内容	平成29年度同様
	昨年度からの 変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象講座 長期講座 追加(※ただし、助成金額は受講料の3分の1) ・助成金申請時にアンケート(写)を提出

第36回トラックドライバー・コンテスト 鹿児島県大会のご案内

目 的

事業用トラックドライバーに求められる高度な運転技能と、関係法令及び車両構造等に係る専門的な知識を競い、他の模範となることで、社会的責務を担うトラックドライバーとしての自覚と誇りを持たせ、業界を挙げた安全意識の高揚と交通事故防止活動の推進に資することを目的とする。

主 催

公益社団法人鹿児島県トラック協会

後 援

九州運輸局鹿児島運輸支局（予定）
鹿児島県警察（予定）

日 時

平成 30 年 7 月 8 日（日） 9:00 ~ 12:00

場 所

鹿児島県トラック研修センター
鹿児島市谷山港 2 - 4 - 15 TEL : 099-261-1167

参加資格

- (1) 公益社団法人鹿児島県トラック協会会員事業所に勤務する従業員で勤務成績が優秀であり、出場推薦日において過去 3 年間人身事故を起こしたことがなく、かつ過去 1 年間無事故、無違反であること。
- (2) 過去に全国大会の各部門（第 35 回までの一般部門の各クラスを含む）で優勝した者、総務庁長官賞又は内閣官房長官賞受賞者及び既に全国大会の各部門を通じて 2 回出場している者は出場することができない。ただし、全国大会の第 32 回（平成 12 年度）以前にトレーラ又は女性部門に出場した回数はこれに含めない。
- (3) 競技部門は 11 トン車部門、4 トン車部門、トレーラ部門、女性部門とする。また、重複して他部門に出場することはできない。
- (4) 出場申込み者多数の場合は、実行委員会において審査の上、選定するものとする。

競 技

筆記試験のみ・・・法規（道路交通法）、構造機能、運転常識

参加申込方法

- ①申込みは、別紙申込書により、当協会あてにご提出ください。
- ②「運転経歴証明書一括代理申請書」を添付ください。

申込締切日

平成 30 年 6 月 22 日（金）（必着）

トラックドライバー・コンテスト 鹿児島県大会出場選手申込書

平成 年 月 日

大会会長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

電話番号

FAX番号

ご担当者名 ()

印

標記コンテスト出場選手を下記のとおり申込みます。(出場する部門を○で囲む)

記

《 11トン部門 ・ 4トン部門 ・ トレーラ部門 》

《 女性部門 》

入社年月	昭和・平成 年 月	過去から現在まで通算して の営業用トラックの運転歴																			
ふりがな 選手名		年																			
生年月日	昭和・平成 年 月 日	才 (男・女)																			
現住所	(〒 -)																				
電話番号(自宅)																					
免許証の種類																					
運転免許証 の番号 (12桁)	※番号																				
	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> または、運転免許証(写し)を貼付ください。 運転免許証(写し)貼付																				

※複数の場合はコピーしてください。

委任状（申請者一覧）

（代理人）

法人名
（事業所名）

役職・氏名

私は、上記の者を代理人と定め、運転記録証明書の交付手続き及び証明書受領にかかる一切の関する事務を委任しました。

また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料の作成に使用し、提供すること、並びに代理人が証明書の内容を確認の上、交通事故防止のための資料として活用することについても同意します。

NO	整理番号 <small>記入しないでください</small>	免許証番号	ふりがな 申請者氏名	印	生年月日	委任年月日
1					大 昭 平 ・ ・	
2					大 昭 平 ・ ・	
3					大 昭 平 ・ ・	
4					大 昭 平 ・ ・	
5					大 昭 平 ・ ・	
6					大 昭 平 ・ ・	
7					大 昭 平 ・ ・	
8					大 昭 平 ・ ・	
9					大 昭 平 ・ ・	
10					大 昭 平 ・ ・	
11					大 昭 平 ・ ・	
12					大 昭 平 ・ ・	
13					大 昭 平 ・ ・	
14					大 昭 平 ・ ・	
15					大 昭 平 ・ ・	

社会保険労務士による労務相談の実施

関係法令等の改正や労務問題等への対応等について相談をできるよう、社会保険労務士の労務相談を実施します。

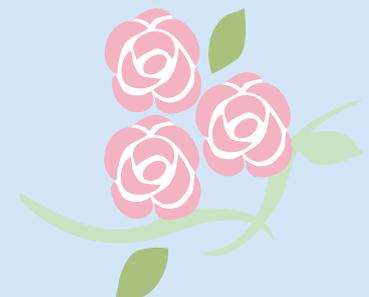
会員の皆様の利便性を考慮し、電話、FAX 及びメールまたは社会保険労務士事務所への訪問による相談が可能です。

労務相談を希望される会員様は、直接下記の電話または FAX 及びメールにてご連絡をお願いいたします。なお、労務相談について、無料※1です。

注 1：相談内容等によって、別途費用が必要となる場合については、事前協議します。

記

- 1. 期 間** 平成 30 年 4 月 1 日（日）～平成 31 年 3 月 31 日（日）
※ただし、日・祝日等委託先の休みの日を除く。
- 2. 時 間** 8 時 30 分～ 17 時 30 分（労務相談）
- 3. 委 託 先** 株式会社労務管理
（鹿児島市下荒田 1-41-8 ユーミーリンクビル 4F）
- 4. 電話番号・FAX・メールアドレス**
電話番号 099-253-5190 FAX 099-253-5103
メールアドレス soumusouken@po2.synapse.ne.jp
- 5. 相談担当者** 石走啓一社会保険労務士
他、株式会社労務管理に在籍する社会保険労務士



平成30年度自家用燃料供給施設 整備支援事業助成金のご案内

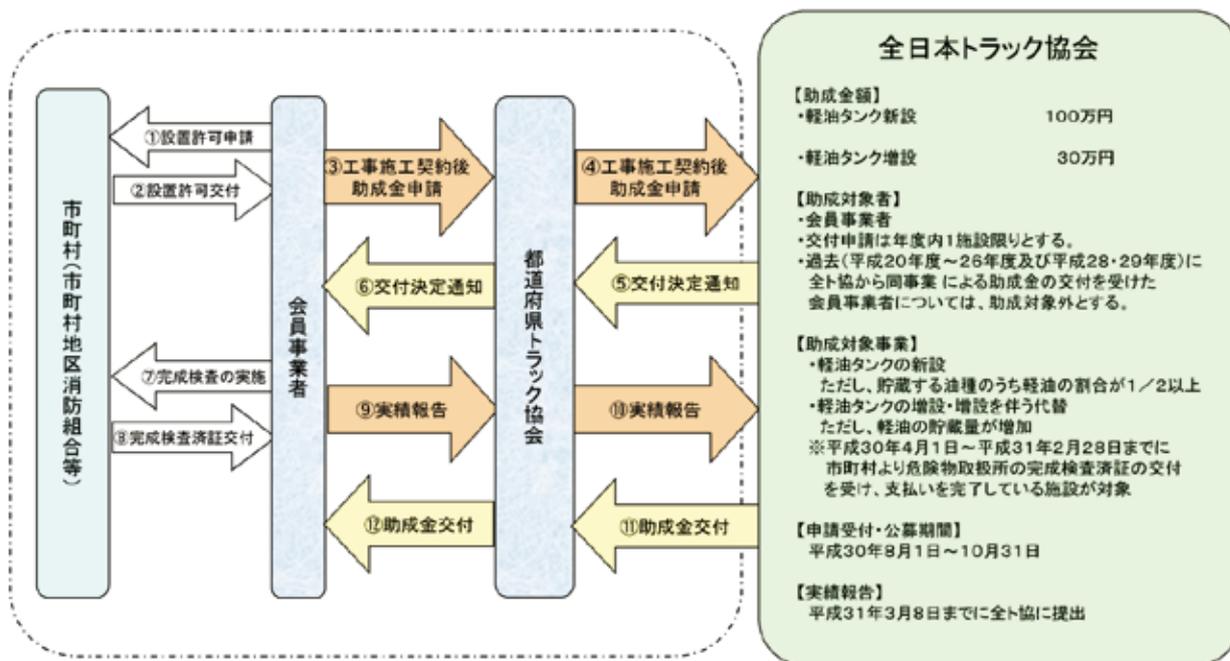
燃料の安定的な確保に取り組む（公社）鹿児島県トラック協会会員事業者（定款第5条（1）普通会员の（ア）に限る。）が自家用燃料供給施設の新設もしくは増設又は増設を伴う代替（以下「増設」という。）を行う場合、その費用の一部を助成します。

- ①今年度から割賦での購入の場合も助成金対象となりました。
- ②「自家用燃料供給施設整備に必要な資金」は、全日本トラック協会が行う「燃料費対策特別融資」の対象となりますので併せてご検討ください。
- ③トラック運送事業協同組合及びトラック運送事業協同組合連合会の方も助成対象になりますが、直接全日本トラック協会へ申請してください。

<p>1. 主な助成要件</p>	<p>指定数量（1,000リットル）以上の軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設又は増設を伴う代替えを行い、平成30年4月1日～平成31年2月28日までに市町村（各市町村地区消防組合等）より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了（支払い完了には、割賦販売契約により導入した場合を含む。）するもの。</p>
<p>2. 助成対象者</p>	<p>（公社）鹿児島県トラック協会会員事業者（定款第5条（1）普通会员の（ア）に限る。） ※トラック運送事業協同組合及びトラック運送事業協同組合連合会は、<u>直接全日本トラック協会へ申請してください。</u></p> <p>注1）交付申請は年度内1施設限りとする。 注2）過去（平成20年～26年度及び平成28・29年度）に（公社）全日本トラック協会から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合・連合会は、助成対象外とする。</p>
<p>3. 助成金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽油供給施設の新設 100万円 ・ 軽油専用タンクの増設 30万円 <p>※ただし、公募期間初日に申請が予算総額を超過した場合は、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。</p>
<p>4. 公募期間</p>	<p><u>平成30年8月1日（水）～10月31日（水）</u></p> <p>※予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。</p>
<p>5. 申込方法</p>	<p>所定の申込書に必要書類を添付し公募期間内に申し込むこと。 （申込書は鹿児島県トラック協会、全日本トラック協会ホームページからもダウンロードできます）</p> <p>詳細は、次ページをご覧ください。</p>
<p>6. 申込・お問合せ先</p>	<p>（公社）鹿児島県トラック協会 経理課 TEL：099-261-1167</p>
<p>7. その他</p>	<p>その他の詳細事項は、全日本トラック協会の「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱」、「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱実施細目」の定めるところによる。</p>

◆スキーム図

平成30年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金スキーム図(会員事業者)



◆交付申請時・実績報告時必要書類

平成30年度自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付申請時・実績報告時必要書類

必要書類	会員事業者	協同組合・連合会
様式1「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書」	○	
交付申請時		
様式3「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書(組合・連合会用)」		○
(購入の場合)「施工工事契約書」又は「注文書・注文請書」の写し (割賦の場合)「割賦販売契約書」の写し	○	○
(新設の場合)「危険物取扱所の設置許可申請書」及び「設置許可書」の写し (増設の場合)「危険物取扱所の変更許可申請書」及び「変更許可書」の写し	○	○
様式4「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書」	○	○
実績報告時		
様式6-1「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書」	○	
様式6-3「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書(組合・連合会用)」		○
施設整備に伴う以下の図面等の写し	○	○
ア 危険物取扱所の全体概要図	○	○
イ 危険物取扱所の全体平面図(タンク容量油種を記載したもの)	○	○
ウ 危険物取扱所全体の立面図	○	○
エ 危険物取扱所(所在地の記載を含む)の周辺地図	○	○
「施設工事費用請求書」及び「請求明細書」の写し	○	○
(購入の場合)対象経費の支払いが完了していることを証する書類(領収証の写し他) (割賦の場合)「賦払金支払明細表」の写し	○	○
危険物取扱所の完成検査済証の写し	○	○
工事施工前、施工中、完成後の写真(それぞれ施設全体が把握できるもの)	○	○

交付申請時…別途、社会保険加入についての「誓約書」が必要です。

平成30年度中央近代化基金 「燃料費対策特別融資」公募のご案内

(公社) 全日本トラック協会が利子補給を行う融資制度です。

※先着順となっていますので、早目の申込みをお願いします。

※今年度、鹿児島県ト協の「ポスト新長期規制融資」を利用された方、利用予定の方もお申込みできますので、事前にご連絡ください。

1. 公募融資枠	40 億円 (全ト協枠)・・・先着順
2. 公募期間	平成 30 年 7 月 2 日 (月) から平成 30 年 9 月 28 日 (金) …全ト協公募期間 但し、公募枠の 40 億円に達し次第申込みの受付を締め切る (全日本トラック協会への先着順) ※当協会では別途公募期間を下記のとおり設定して、先着順で受付し全日本トラック協会へ推薦いたします。但し、全日本トラック協会の公募枠に達した時点で、公募を打ち切ります。 ① 6 月 1 日～ 30 日 ② 7 月 1 日～ 15 日 ③ 7 月 16 日～ 31 日 ④ 8 月 1 日～ 15 日 ⑤ 8 月 16 日～ 31 日 ⑥ 9 月 1 日～ 15 日 ⑦ 9 月 16 日～ 28 日
3. 融資推薦対象者	(公社) 鹿児島県トラック協会の会員で貨物自動車運送事業法の許可を受けた運送事業者、その共同体及びその持株会社 (傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る) であって、商工組合中央金庫 (以下「商工中金」という) との取引資格のある者 (予定を含む)。
4. 推薦対象資金	① <u>ポスト新長期規制適合車又は、平成 28 年度排出ガス規制適合車で平成 27 年度燃費基準を達成した車両の導入に必要な設備資金</u> ② <u>自家用燃料供給施設整備に必要な設備資金</u>
5. 推薦融資の条件	(1) 融資限度 個別企業体・共同体とも <u>2 千万円</u> (2) 融資利率 取扱金融機関の所定利率 (最優遇利率適用) による。 ※金利 (利子補給後) …0.7% (平成 29 年 7 月 11 日時点: 変動あり) (3) 償還期間 ①車両: 5 年以内 ②自家用燃料供給施設: 8 年以内 (どちらも据置期間 6 ヶ月以内)。 (4) 担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる。
6. 利子補給	①利子補給率 個別企業体・共同体とも 年 0.3% ②利子補給限度額 1 事業者に対する利子補給は、中央近代化基金融資総額で 2 千万円を限度とする。(ただし、全額償還された融資に係る利子補給額を除く)
7. 推薦適否決定通知予定日	①平成 30 年 8 月 14 日 (火) ②平成 30 年 9 月 14 日 (金) ③平成 30 年 10 月 19 日 (金)
8. 取扱金融機関	商工中金の本支店
9. 申込方法	所定の申込書に見積書 (写) を添付し公募期間内に申し込むこと。 (申込書は鹿児島県トラック協会ホームページからもダウンロードできます)
10. 推薦通知書の有効期限	平成 31 年 3 月末日
11. 申込・お問合せ先	(公社) 鹿児島県トラック協会 経理課 TEL: 099-261-1167
12. その他	その他の事項は、全日本トラック協会の「近代化基金運営要領」及び「中央近代化基金事務取扱細則」の定めるところによる。

平成30年度中央近代化基金 「補完融資」公募のご案内

(公社) 全日本トラック協会が利子補給を行う融資制度です。

1. 公募融資総枠	30 億円
2. 公募期間	平成 30 年 6 月 15 日 (金) から平成 30 年 11 月 30 日 (金) 但し、公募枠の 30 億円に達し次第申込みの受付を締め切る。
3. 融資推薦対象者	(公社) 鹿児島県トラック協会の会員で貨物自動車運送事業法の許可を受けた運送事業者、その共同体及びその持株会社 (傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る) であって、商工組合中央金庫 (以下「商工中金」という) との取引資格のある者 (予定を含む)。
4. 推薦対象事業	(1) トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金 ①近代化・合理化の為に事務機器等設置購入資金 ②「補修・改修」に要する資金 (2) 人材確保及び生産性向上のための設備 ①福利厚生施設の整備に要する資金 (男女別施設 (トイレ・更衣室・休憩室等) ②荷役機械購入に要する資金 (テールゲートリフターの設置を含む) ※車両購入及び改造は除く
5. 推薦融資の条件 ※右記以外の条件については、別途公募要綱に記載。	(1) 融資限度 <一般・物流効率化促進> 事業規模が 1 億円以上の大規模プロジェクト 申込み事業者の平成 30 年度以降の投資額の 30% 以内で、未払金額の範囲内とする。ただし、上限金額は 5 億円とし、投資額の 30% が 5 千万円未満の場合は、5 千万円とする。 (2) 融資利率 取扱金融機関の所定利率 (最優遇利率適用) による。 ※参考: 直近の貸出金利...1.0% (3) 償還期間 10 年以内 (法定耐用年数が 10 年を下回る設備は、法定耐用年数以内) ただし、主設備と同時に付帯設備投資 (事務機器・荷役機械等) をする場合、その付帯設備については、主設備と同一の償還期間を認める。(据置期間 6 ヶ月以内)。 (4) 担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる。
6. 利子補給	①利子補給率 個別企業体・共同体とも 年 0.3% ②利子補給限度額 1 事業者に対する利子補給は、中央近代化基金融資総額で 2 千万円を限度とする。(ただし、全額償還された融資に係る利子補給額を除く)
7. 推薦適否決定通知予定日	①平成 30 年 7 月 31 日 (火) ②平成 30 年 8 月 31 日 (金) ③平成 30 年 9 月 28 日 (金) ④平成 30 年 10 月 31 日 (水) ⑤平成 30 年 12 月 7 日 (金)
8. 取扱金融機関	商工中金の本支店
9. 申込方法	所定の申込書に見積書 (写) を添付し公募期間内に申し込むこと。 (申込書は鹿児島県トラック協会ホームページからもダウンロードできます)
10. 推薦通知書の有効期限	平成 31 年 3 月末日、但し 2 ヶ年度にわたり一体的な整備が必要な不動産投資等については平成 32 年 3 月末日。
11. 申込・お問合せ先	(公社) 鹿児島県トラック協会 経理課 TEL: 099-261-1167
12. その他	その他の事項は、公募要綱、全日本トラック協会の「近代化基金運営要領」及び「中央近代化基金事務取扱細則」の定めるところによる。

平成30年度中小企業大学校受講促進制度及びトラック運送業に特化した研修のご案内

受講料3分の2(長期講座は3分の1)を助成します!

業界における経営管理者層の資質の更なる向上を図り、経営基盤の一層の強化を目指す観点から、会員事業者の経営者・管理者等を対象に、中小企業大学校において実施される経営戦略等の講座を受講された場合、受講料の3分の2または3分の1を助成します。

●制度の対象となる講座

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業にかかわる講座

●手続きフロー

会員事業者	①別紙「受講申請通知書」、「誓約書」を提出	県ト協
	②受講承認通知	
	③講座の申込み及び受講料の納付。受講	中小企業大学校
	④受講終了後、「受講修了通知書」、「受講修了証書(写)」、「振込金受取書(写)」、「アンケート(写)」を添えて助成金申請	県ト協
	⑤助成金の支払い	

※ 1 会員からの複数の申込みも妨げませんが、**申込みが多い場合は人数を調整します。**(ただし、定款第5条 (1) 普通会員の「イ」にあたっては、1名とします。)

※ 「受講申請通知書」「誓約書」「受講修了通知書」は県ト協ホームページからもダウンロードできます。

※ 今年度から、受講修了後の助成金申請時に、中小企業大学校で記入したアンケートの(写)もご提出ください。

〔中小企業大学校人吉校講座スケジュール〕

研修分野	コースNo.	研修テーマ	実施期間	期 間	定員(名)	受講料(税込/円)
企業経営・経営戦略	10	社内を活性化する IT 活用	H30. 7.18 ~ 7.19	2 日間	35	22,000
	13	成功するための経営戦略の策定とその実践	H30. 9. 4 ~ 9. 6	3 日間	30	31,000
	14	利益を生み出す業務改革・トラック運送業	H30. 9.11 ~ 10.10	4 日間 (2 日間×2 回)	20	35,000
	15	真の顧客満足につながる、サービス価値向上講座	H30. 9.19 ~ 9.20	2 日間	35	22,000
	22	売れ続ける関係を創る! 企業の魅力の伝え方	H30.11. 8 ~ 11. 9	2 日間	35	22,000
	23	新任管理者研修【沖縄教室】 ※校外研修	H30.11. 8 ~ 11. 9	2 日間	30	22,000
	28	女性管理者養成研修	H31. 1.23 ~ 1.25	3 日間	25	31,000
	29	九州・沖縄経営者塾【宮崎教室】 ※校外研修	H31. 1.23	1 日間	30	16,000
組織マネジメント	32	次世代トップリーダーが学ぶ経営力強化講座	H31. 2.13 ~ 2.15	3 日間	30	31,000
	9	組織力を高めるコミュニケーション強化講座	H30. 7.11 ~ 7.13	3 日間	30	31,000
	11	新任管理者の自己革新研修	H30. 7.24 ~ 7.26	3 日間	35	31,000
	16	管理者のリーダーシップ強化講座	H30.10. 2 ~ 10. 4	3 日間	35	31,000
	21	部下指導の考え方・進め方 【能力強化シリーズ②】	H30.11. 5 ~ 12. 4	4 日間 (2 日間×2 回)	30	35,000
組人事	25	チームマネジメント強化講座 【能力強化シリーズ③】	H31. 1. 9 ~ 1.11	3 日間	30	31,000
	7	社員と組織を成長させる人事制度構築	H30. 6. 7 ~ 7.10	4 日間 (2 日間×2 回)	25	35,000
財務管理	18	会社を強くする人事・労務管理	H30.10.15 ~ 10.17	3 日間	30	31,000
	8	利益を生み出す会計情報活用法【沖縄教室】 ※校外研修	H30. 6.20	1 日間	30	16,000
	17	業務に活かす 財務分析実践講座 【財務管理シリーズ②】	H30.10.10 ~ 10.12	3 日間	25	31,000
商品開発	27	目標を実現する 利益・資金計画の考え方と進め方【財務管理シリーズ③】	H31. 1.21 ~ 2.22	4 日間 (2 日間×2 回)	30	38,000
	20	成果が出る提案営業の実践法 【営業管理シリーズ②】	H30.10.25 ~ 11.21	4 日間 (2 日間×2 回)	25	35,000
	26	可能性を切り拓く新規顧客開拓 【営業管理シリーズ③】	H31. 1.16 ~ 1.18	3 日間	30	31,000
管理者養成	31	売れる顧客が見える! 攻めの営業計画の作り方	H31. 2. 7 ~ 3. 6	4 日間 (2 日間×2 回)	25	35,000
	101	経営管理者養成コース 【第 22 期】〈長期講座〉	H30. 7.17 ~ 12.14	24 日間 (4 日間×6 回)	20	293,000

※ はトラック運送業に特化した研修です。

※ 申込締切日は原則、受講日の 20 日前までとなります。

※ 申込み状況については、事前にお問合せください。

中小企業大学校人吉校のトラック運送業に特化した研修案内

【利益を産み出す業務改革・トラック運送業】

～荷主に選ばれる会社となるための、業務改善の進め方～

トラック運送業においては、車両運行と荷役等の人によるサービス供与のウエイトが高いこと、膨大な取引情報の管理が必要という特徴から、業務改善を常に求められています。特に、運行管理や荷主向け輸送サービスの効率化やコスト問題への対応は喫緊の課題です。

この研修では、コスト・収益の見直しやIT活用等による業務改革の進め方、それらを自社で取り組むための計画づくりと実践の手法について学んでいただきます。

日時	平成30年9月11日(火) 9:15～12日(水) 16:30 平成30年10月9日(火) 9:30～10日(水) 17:10 ※計4日間コース・定員20名(南九州4県)
場所	中小企業大学校人吉校(熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1)
受講料	35,000円 うち、3分の2(23,400円をトラック協会が助成します) ※事業者負担…11,600円

1. 助成対象者

経営幹部・管理者

当協会会員である法定中小企業者(資本金3億円以下又は常備従業員300人以下)の経営者、後継者および管理者とする。

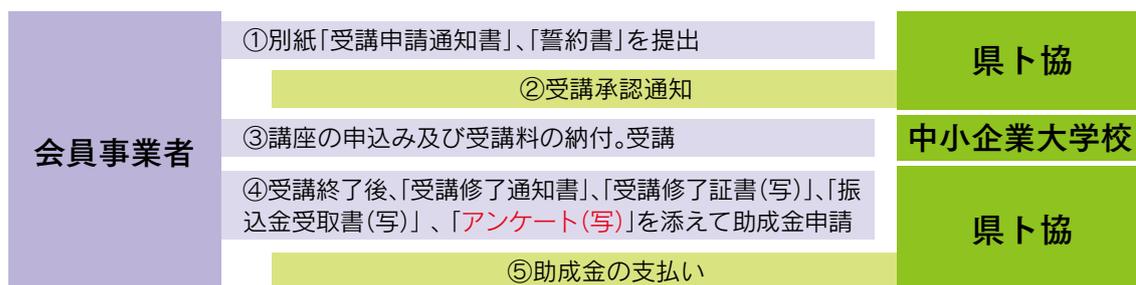
※初めから該当要件を満たさない事業者へ送付されている場合がございますが、その際はご容赦ください。

2. 申込方法

中小企業大学校へ空き状況を確認後、下記手続きフローに従い申込みください。

研修内容の詳細は、中小企業大学校人吉校(TEL0966-23-6800)へお問合せください。

●手続きフロー



3. カリキュラム（講師：近代経営システム研究所 代表 森高弘純氏）

月日	時間	科目	内容
	9時15分 ～3時30分	開講式・オリエンテーション	
平成30年 9月11日 (火曜)	9時30分 ～ 12時30分	トラック運送業における事業・業務改革の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○トラック運送業の現状と課題 ○未来の流通サービスとICT技術 ○請負運送業から顧客価値創造業への変革 ○荷主コスト削減と運送収益向上の両立 ○トラック運送業の原価計算 ・時間重視型の原価計算への変革 ・顧客別・運行別の収益分析
	13時30分 ～ 16時30分		
9月12日 (水曜)	9時30分 ～ 12時30分	トラック運送業における事業・業務改革の進め方Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ○事業・業務改革の目標設定 ○改革を評価するためのKPI（重要業績評価指標）の活用 ○トラック運送業の効率性評価の視点とKPI設定方法 ○IT活用による情報共有化 ○KPIによる業務改革事例① ○ITを活用した業務改革事例① ○自社の事業・業務改革の計画立案
	13時30分 ～ 16時30分		

【インターバル期間】 業務改善計画の検討及び策定 ～自社の運行管理・輸送サービスの概知し～

10月9日 (火曜)	9時30分 ～ 12時30分	業務改革の計画策定と定着策（演習）	<ul style="list-style-type: none"> ○自社の生産性改善計画の発表と討議 ・目標設定について ・KPIの選択について ・実行計画について
	13時30分 ～ 16時30分		
10月10日 (水曜)	9時30分 ～ 12時30分	トラック運送業における事業・業務改革の進め方Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ○社内の改革意識醸成と体制づくり ○改革を推進するためのPDCAサイクル ○改革のための人材育成 ○荷主と連携した改革の推進 ・荷主と連携することで改革効果を向上 ・KPIによる業務系前事例② ・ITを活用した業務改革事例②
	13時30分 ～ 16時30分		
	16時30分～	閉講式（修了証書交付・アンケート記入）※10分程度	

4. お問い合わせ

公益社団法人鹿児島県トラック協会 経理課
 TEL：099-261-1167 FAX：099-261-1169
 中小企業大学校 人吉校
 〒868-0021 熊本県人吉市鬼木町梢山 1769-1
 TEL：0966-23-6800 FAX：0966-22-1456
 URL：<http://www.smrj.go.jp/inst/hitoyoshi/>

公益社団法人 鹿児島県トラック協会
会長 中村 利秋 殿

会社名
代表者名 ⑩
電話番号

受講申請通知書

下記の者について、中小企業大学校の所定の講座を受講させたいので届け出いたします。

記

1. 学 校 名 中小企業大学校 校
2. 受 講 期 間 平成 年 月 日 ~ 年 月 日
平成 年 月 日 ~ 年 月 日
3. 講 座 名
4. 受講者氏名 (歳)
5. 所属部課名・役職名

(各事業共通)

平成 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会
会長 中村 利秋 殿

住 所
事業者名
代表者名 ⑩

誓 約 書

弊社は、助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の申請に対し、社会保険等については、適正に手続き加入していることをここにお誓いいたします。

なお、助成金受領後に助成事業に関する規程第4条及び第9条に反していることが判明した場合、助成金を全額返戻いたします。

平成30年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度のご案内

受講を希望される場合は、別紙「申込書」に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。

【全ト協指定研修】

紙面の都合上、ドライビングアカデミー ONGA（福岡県）開催分のみご案内しております。他施設（愛知県、滋賀県、茨城県等）で受講ご希望の方は、ご連絡ください。全ト協指定研修の日程等は、全ト協ホームページにも掲載されています。

◆全日本トラック協会ホームページ

HOME > 会員の皆様へ > 助成制度 > 「平成 30 年度ドライバー等安全教育訓練促進助成制度について」

平成30年度貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金【全ト協（ドライビングアカデミー ONGAのみ抜粋）】

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程	研修受講料	Gマーク事業所助成額	Gマーク事業所以外助成額	定員	備考	
全ト協指定研修	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ONGA	一般・初任 ドライバー 研修 (3日間)	503	7月7日(土)～7月9日(月)	65,600	65,600	46,000	20		
			504	9月1日(土)～9月3日(月)	65,600	65,600	46,000	20		
			505	9月29日(土)～10月1日(月)	65,600	65,600	46,000	20		
			506	11月24日(土)～11月26日(月)	65,600	65,600	46,000	20		
		添乗・指導 管理者研修 (3日間)	511	5月12日(土)～5月14日(月)	65,600	65,600	46,000	20		
			512	8月4日(土)～8月6日(月)	65,600	65,600	46,000	20		
			513	10月27日(土)～10月29日(月)	65,600	65,600	46,000	20		
			514	1月19日(土)～1月21日(月)	65,600	65,600	46,000	20		

【県ト協指定研修】

安全運転研修、初任運転者向け、一般運転者向け、事故・違反者向けの研修を実施しています。安全運転研修では、新たに空港自動車学校を研修施設として追加しています。
研修施設：ドライビングアカデミー ONGA、マジオドライバーズスクール鹿児島校、みゆき学園（けいゆう自動車学校）、空港自動車学校

平成30年度貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金【県ト協（ドライビングアカデミー ONGAのみ）】

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程	研修受講料	Gマーク事業所助成額	Gマーク事業所以外助成額	定員	備考
県ト協指定研修	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ONGA	一般・初任・ 貨物運転者 研修	4	6月23日(土)～6月24日(日)	48,000	34,000	24,000		
			5	6月30日(土)～7月1日(日)	48,000	34,000	24,000		
			6	7月21日(土)～7月22日(日)	48,000	34,000	24,000		
			7	7月28日(土)～7月29日(日)	48,000	34,000	24,000		
			8	8月25日(土)～8月26日(日)	48,000	34,000	24,000		
			9	9月15日(土)～9月16日(日)	48,000	34,000	24,000		
			10	9月22日(土)～9月23日(日)	48,000	34,000	24,000		
			11	10月6日(土)～10月7日(日)	48,000	34,000	24,000		
			12	11月3日(土)～11月4日(日)	48,000	34,000	24,000		
			13	11月10日(土)～11月11日(日)	48,000	34,000	24,000		
			14	11月17日(土)～11月18日(日)	48,000	34,000	24,000		
			15	平成31年1月12日(土)～1月13日(日)	48,000	34,000	24,000		

※上記日程のいずれかで受講できます。

平成30年度貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金【安全運転研修対象一覧(県ト協)】

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程	研修受講料	Gマーク事業所助成額	Gマーク事業所以外助成額	定員	残枠	備考		
県ト協指定研修	マジオドライバースクール鹿児島校 (鹿児島市) ・半日コース (平日・土曜・日曜) 10:00～15:00 (昼食休憩含む。) ・夜間コース (土曜) 17:00～21:00 (休憩含む。)	ドライバー研修 (半日)	鹿マ4	6月17日(日)	15,120	15,120	10,000	6	2	*日曜		
			鹿マ5	6月27日(水)	15,120	15,120	10,000	6	2	*平日		
			鹿マ6	7月11日(水)	15,120	15,120	10,000	6	1	*平日		
			鹿マ7	7月28日(土)	15,120	15,120	10,000	6	0	*土曜		
			鹿マ8	9月9日(日)	15,120	15,120	10,000	3	1	*日曜		
			鹿マ9	9月26日(水)	15,120	15,120	10,000	3	0	*平日		
			鹿マ10	10月10日(水)	15,120	15,120	10,000	3	1	*平日		
			鹿マ11	10月20日(土)	15,120	15,120	10,000	3	3	*土曜/夜間		
			鹿マ12	10月28日(日)	15,120	15,120	10,000	3	3	*日曜		
			鹿マ13	11月14日(水)	15,120	15,120	10,000	3	3	*平日		
			鹿マ14	平成31年1月23日(水)	15,120	15,120	10,000	6	6	*平日		
			空港自動車学校 (霧島市) ・半日コース (平日・土曜・日曜) 9:00～14:00 (昼食休憩含む。)	ドライバー研修 (半日)	鹿く4	6月17日(日)	15,120	15,120	10,000	3	3	*日曜
					鹿く5	6月23日(土)	15,120	15,120	10,000	3	3	*土曜
					鹿く6	7月9日(月)	15,120	15,120	10,000	3	3	*平日
	鹿く7	7月22日(日)			15,120	15,120	10,000	3	3	*日曜		
	鹿く8	9月26日(水)			15,120	15,120	10,000	3	3	*平日		
	鹿く9	10月16日(火)			15,120	15,120	10,000	3	3	*平日		
	鹿く10	1月19日(土)			15,120	15,120	10,000	3	3	*土曜		
	みゆき学園 (けいゆう自動車学校) (都城市) ・1日コース 10:00～19:40 (昼食休憩等含む。) ・半日コース 10:00～15:00 (昼食休憩含む。)	ドライバー研修 (1日)	鹿み1	10月27日(土)	32,400	32,400	22,000	5	3	*土曜 夜間あり		
		ドライバー研修 (半日)	鹿み3	6月16日(土)	15,120	15,120	10,000	5	5	*土曜		
			鹿み4	7月21日(土)	15,120	15,120	10,000	5	5	*土曜		
			鹿み5	11月10日(土)	15,120	15,120	10,000	5	3	*土曜		

平成30年度貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金【初任運転者等研修対象一覧(県ト協)】

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程	研修受講料	Gマーク事業所助成額	Gマーク事業所以外助成額	定員	残数	備考		
初任運転者等研修(県ト協)	マジオドライバーズスクール鹿児島校(鹿児島市) 1日目:9:20~18:20 2日目:9:30~17:20 (昼食休憩含む) 【※研修実施場所】 マジオワークライセンススクール鹿児島校 鹿児島市卸本町6-19	初任運転者教育研修(2日間)	鹿マ初3	7月9日(月)~10日(火)	9,450	6,000	4,000	15	15	2日間		
			鹿マ初4	9月10日(月)~11日(火)	9,450	6,000	4,000	15	15	2日間		
			鹿マ初5	10月15日(月)~16日(火)	9,450	6,000	4,000	15	15	2日間		
			鹿マ初6	11月12日(月)~13日(火)	9,450	6,000	4,000	15	15	2日間		
			鹿マ初7	平成31年1月21日(月)~22日(火)	9,450	6,000	4,000	15	15	2日間		
			みゆき学園(けいゆう自動車学校)(都城市) 1日目:9:20~18:20 2日目:9:30~17:20 (昼食休憩含む)	初任運転者教育研修(2日間)	鹿み初3	6月27日(水)~28日(木)	9,450	6,000	4,000	15	13	2日間
					鹿み初4	7月23日(月)~24日(火)	9,450	6,000	4,000	15	15	2日間
	鹿み初5	9月26日(水)~27日(木)			9,450	6,000	4,000	15	14	2日間		
	鹿み初6	10月24日(水)~25日(木)			9,450	6,000	4,000	15	15	2日間		
	鹿み初7	11月21日(水)~22日(木)			9,450	6,000	4,000	15	15	2日間		
	鹿み初8	平成31年1月23日(水)~24日(木)			9,450	6,000	4,000	15	15	2日間		

※上記の研修については、1研修5名以上で実施します。

平成30年度貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金【一般運転者等研修対象一覧(県ト協)】

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程	研修受講料	Gマーク事業所助成額	Gマーク事業所以外助成額	定員	残数	備考
一般運転者等研修(県ト協)	マジオドライバーズスクール鹿児島校(鹿児島市) 9:50~17:00 (昼食休憩含む) 【※研修実施場所】 マジオワークライセンススクール鹿児島校 鹿児島市卸本町6-19	一般運転者教育研修(1日間)	マー一般1	6月25日(月)	5,400	3,500	2,500	15	15	
			マー一般2	平成31年1月28日(月)	5,400	3,500	2,500	15	15	

※上記の研修については、1研修6名以上で実施します。

平成30年度貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金【事故・違反運転者研修対象一覧(県ト協)】

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程	研修受講料	Gマーク事業所助成額	Gマーク事業所以外助成額	定員	残数	備考
事故・違反運転者研修(県ト協)	マジオドライバーズスクール鹿児島校(鹿児島市) 9:30~16:30 (昼食休憩含む)	事故惹起・違反者研修(1日間)	マ事	実施については、研修実施先と日程調整を行って決定します。	34,000	10,000	5,000	1	15	

※上記の研修については、1研修1名で実施します。

◆事前に会社(管理者等)に事故状況等について、ヒアリングを実施します。

【お問合せ】

公益社団法人鹿児島県トラック協会 労働・環境課 TEL:099-261-1167 FAX:099-261-3113

ドライバー等安全教育訓練等助成「申込書」

鹿児島県トラック協会会長 殿		申込年月日 平成 年 月 日	
研修施設		1. 中部トラック総合研修センター 2. 埼玉県トラック総合教育センター 3. 安全運転中央研修所 4. クレフィール湖東 5. ドライビングアカデミー-ONGA 6. ドライビングアカデミー北海道 7. ドライビングアカデミー大原 8. ドライビングアカデミーテクノ 9. ドライビングアカデミー弘前 10. ドライビングアカデミーぐんま 11. ドライビングアカデミー宮城 12. <u>ドライビングアカデミー-ONGA(県ト協・2日間)</u> 13. <u>マジオドライバーズスクール(県ト協・半日)</u> 14. <u>空港自動車学校(県ト協・半日)</u> 15. <u>みゆき学園(県ト協・半日/1日)</u>	
種別(全ト協研修)		1. ドライバー研修／一般・初任ドライバー研修／ドライバー安全研修／初任ドライバー研修 2. 安全運転管理者研修／添乗・指導管理者研修 3. その他	
種別(県ト協研修)		1. ドライバー研修 2. 初任運転者等研修 3. 一般運転者等研修 4. 事故・違反運転者研修	
日程等	特別研修 (3泊4日) (2泊3日) ・ 一般研修 (1泊2日)	研修コード <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 平成 年 月 日 ~ 月 日 (日間)	
	県ト協研修 (1泊2日) (1日・半日)	研修コード <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 平成 年 月 日 ~ 月 日 (日間) ※事故・違反運転者研修申込の場合は、研修実施先と日程調整後、報告を行うこと。 平成 年 月 日	
事業者及び支店・営業所名		Ⓜ	
Gマーク認定証番号 (該当の場合のみ記入)			
申込責任者		役職	氏名 Ⓜ
会社所在地		〒 -	
電 話		()	FAX ()
研修受講者 (ドライバー等)		ふりがな	生年月日 昭和・平成 年 月 日生
		氏名	乗車トン数 トン車 ※埼玉県トラック総合教育センターを申込の方のみ記入
※初任運転者研修 受講の場合		入社年月日:平成 年 月 日 ・事業用車両の運転経験の有無: 有 ・ 無 免許の種類: 大型・けん引・中型(8t限定含む) ・ 準中型・準中型(5t限定) ・ 普通(3.5t未満) ・初任診断の受診の有無: 受診済・未受診 ・運転する(している)車両: 大型・中型・その他()	
自宅住所		〒 - 自宅電話(緊急連絡先) ()	
助成金	研修受講料	研修受講料 円*別紙の研修日程一覧等でご確認ください。	
前泊 (助成対象外)		する・しない (中部トラック総合教育研修センター、 埼玉県トラック総合教育センターは前泊不可)	後泊 (助成対象 外) する・しない (中部トラック総合教育研修センター、 埼玉県トラック総合教育センター、 安全運転中央研修所は後泊不可)
備考		送迎希望→ <input type="checkbox"/> (クレフィール湖東、中部研修センター、ドライビングアカデミー北海道・大原・テクノ・弘前・ぐんま・宮城)	

※1. 申し込みの前に、研修施設に日程等を確認し予約を済ませてください。(全ト協研修) *(5)及び(13)~(15)の県ト協指定研修は除く。
 ※2. 太線内をもれなく記入し、該当番号又は項目を丸で囲んでください。
 ※3. 鹿児島県トラック協会に提出してください。 ※4. 埼玉県トラック総合教育センターを受講する場合は、乗車トン数を記入ください。
 ※5. 中部トラック総合研修センター、埼玉県トラック総合教育センターは前泊出来ません。
 ※6. 中部トラック総合研修センター、埼玉県トラック総合教育センター及び安全運転中央研修所は後泊はできません。
 ※7. Gマーク認定事業所の場合は、Gマーク認定書(写し)を添付してください。
 ※8. 社会保険等加入に係る誓約書を一緒に提出してください。

◆地方協会→FAX→研修施設

助成事業に係る対象機器追加・変更等のお知らせ

県ト協及び全ト協では各種助成事業を実施しておりますが、下記助成事業に係る全ト協対象機器について、機種追加等がありましたのでお知らせします。

なお、同一事業において国の補助金が交付される場合、県ト協・全ト協は助成金を交付しません。

【ドライブレコーダ導入促進助成事業】

◆運行管理連携型

・1 社社名変更

エルモ社ファインフィットデザインカンパニー
→ (株)中日諏訪オプト電子ファインフィットデザインカンパニー

・1 社型番変更

日本電気 くるみえドライブレコーダ SD型 F100-000005-K02 → F100-000005-B02
通信型 F100-000005-K04 → F100-000005-B04

・2 社2機種 追加

◆標準型

・1 社社名変更

エルモ社ファインフィットデザインカンパニー
→ (株)中日諏訪オプト電子ファインフィットデザインカンパニー

◆簡易型

・4 社4機種 追加

【アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業】

・2 社3機種 追加

【EMS用機器導入促進助成事業】

・2 社2機種 追加

※対象機器の型式一覧は県ト協ホームページでご確認ください。

血圧計導入促進助成金対象機器のお知らせ

過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予兆発見に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図ることを目的に、今年度から血圧計導入促進助成金が新設されました。

本助成事業に係る全ト協対象機器が公表されましたので、お知らせします。

なお、日本貨物運送協同組合連合会において助成対象機器の販売体制を調整中で、6月末頃の開始となる予定です。

メーカー名(50音順)	機器名称	型式
(株)ユー・アンド・デイ	全自動血圧計 診之助 Slim	TM2657P-JC
		TM2657VP-JC
オムロンヘルスケア(株)	自動血圧計 健太郎	HBP-9020-JP
		HBP-9021-JP
キヤノンマーケティングジャパン(株)	全自動血圧計	UDEX-i Type II
(株)タニタ	全自動血圧計	BP-900

職員退職のご挨拶



この5月末日を持ちまして、32年7ヶ月に亘り勤務いたしました(公社)鹿児島県トラック協会を退職することになりました。昭和60年11月に入会し、大隅地区研修センターに赴任した後、本部に移動し、業務課、適正化事業課そして陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島支部を夫々担当いたしました。その間には、運送業界の規制緩和の一環として貨物自動車運送事業法の施行への対応に邁進いたしました。

今、運送業界は少子・高齢化に伴う運転者不足や労働時間への対応等厳しい状況に直面しておりますが、会員の皆様のご努力で乗り切っていけるものと信じております。

なお、退職にあたり会員事業所を訪問し、直接挨拶にお伺いしたいのですが、この紙面上で挨拶に代えさせていただきます。

最後になりましたが、会員の皆様のご発展とご健勝を祈念いたします。

長い間ありがとうございました。

平成30年5月31日

前田 龍也



このたび一身上の都合により退職させていただくことになりました。

窓口業務やトラビジョン21委員会の運営、タンク部会の運営など未熟者ながら、様々な業務に関わらせていただきました。委員会活動にて植樹活動や藻場造成事業などの環境に関わる事業、タンク部会にて石油業界にも関連した事業などに携われたことは貴重な経験でございました。約三年間と短い期間ではございましたが、在職中はいろいろと皆様方にはお世話になり、厚く御礼申し上げます。

退職に際しまして、皆様方から温かい惜別やお励ましのお言葉を頂きまして、本当にありがとうございました。鹿児島県トラック協会で学んできたことを、次の仕事でも生かしていこうと思っております。末筆ながら皆様のご健康とご多幸、トラック運送業界のさらなる発展を心よりお祈り申し上げます。

平成30年5月15日

増野 雄基

入退会紹介

入会

入会年月日	事業種別	事業者名	代表者名	所属支部	保有車両	
平成30年5月14日	一般	株式会社 YRC	山畑 考生	鹿児島南支部	普通車	5両
					小型車	

退会

退会年月日	事業種別	事業者名	代表者名	所属支部	保有車両	
平成30年5月8日	一般	有限会社 大黒運送	西山 忠夫	薩摩南支部	普通車	
					小型車	
平成30年5月11日	一般	大種フェリー 株式会社	里村 定夫	鹿児島種子屋久支部	普通車	
					小型車	

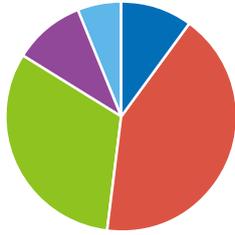
※ 大種フェリー株式会社は、共同フェリー運輸株式会社と合併

平成30年(4月)巡回指導結果

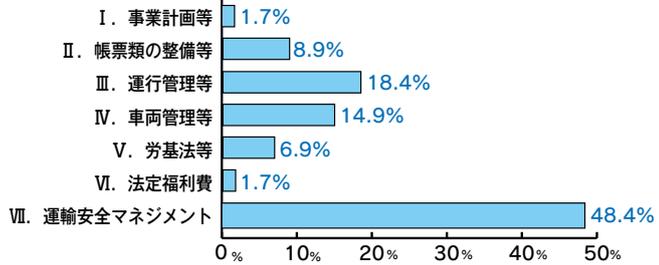
巡回指導評価別結果 (平成30年4月)

31件

- A 10%
- B 42%
- C 32%
- D 10%
- E 6%
- その他 0%



指導区分別(否)比率 (平成30年4月)



巡回指導結果では、B評価（適の割合：80%以上）が42%でした。
 指導評価区分では「**Ⅲ. 運輸安全マネジメント**」が**48.4%**の指摘となっております。
 指導項目としては「**安全に関する方針が未設定**」等です。

運輸安全マネジメントの取り組み事例

運輸安全マネジメント情報公開 事業年度の経過後100日以内に公表しましょう。

平成30年度：30年4月1日～31年3月31日 鹿児島県トラック協会

貴社名 **〇〇運送 株式会社** (営業所名) **本社営業所**

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
 安全方針は、「法令や社内規則を守ること」や「輸送の安全が第一であること」を明記しましょう。
輸送の安全はわが社の根幹

2. 輸送の安全に関する目標及び目標達成の達成状況

平成30年度	前年度
目標 事故(人身・物損他)ゼロ	目標 事故(人身・物損他)ゼロ
達成状況 0件 ※7月1日現在	達成状況 転覆事故 1件

3. 輸送の安全に関する計画
 目標は、安全方針の趣旨に沿っていること、目標の達成状況が把握できること、現場における課題等が反映されていること等を考慮してください。
 達成状況を把握できるよう数値で表されるものにしましょう。
 目標を達成するため、ドライバーの安全教育等計画的に取り組むことが大切です。
 輸送の安全に関する目標を達成するため、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な取組計画を作成しましょう。
 計画の作成に当たっては、輸送の安全の現状、課題点を具体的かつ正確に把握し、輸送の安全性の向上につながる改善効果の高いものになるようにしましょう。

月	実施項目
4	定期健康診断の確実な受診
5	運転記録証明の取得
6	定通運転の励行、確実な確認
7	点呼の確実な実施
8	一般適性診断の確実な受診
9	添乗指導の実施

4. 自動車事故報告規則に規定する事故に関する統計

平成30年度実績		前年度実績	
事故の種類	合計件数	事故の種類	合計件数
		転覆事故	1件

自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)第二条に規定する事故に関する統計を公表しなければなりません。

5. その他

事務所の入口など



ホームページ



事務所の入口、自社のホームページなど外部の方が自由に閲覧できる場所に公表しましょう。

その他ご不明な点等ありましたら、トラック協会適正化事業課までお気軽にご連絡ください。
 公益社団法人鹿児島県トラック協会 適正化事業課：TEL099-210-9498



—2018年度(平成30年度) 貨物自動車運送事業安全性評価事業—

安全の証し「Gマーク」

「安全性優良事業所」 申請概要

申請受付期間

平成30年7月2日(月)～7月13日(金)

土・日を除く



※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

申請書類の頒布

① インターネットによる頒布

頒布開始日 / 平成30年4月16日(月)

頒布方法 / 申請案内 ↓ 全日本トラック協会

ホームページにて公開

申請書・自認書 ↓ 申請書作成システムによる

作成が可能

② 紙媒体による頒布

頒布開始日 / 平成30年5月1日(火) 土日、祝日を除く

頒布方法 / 申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関

(各都道府県トラック協会)より入手してください。

更新のお知らせ

前回以下の申請年度に認定された事業所の皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	平成28年度(新規)	28*****
2回目更新	平成27年度(初更)	27***** (1)
3回目更新	平成26年度(2更)	26***** (2)
4回目更新	平成26年度(3更)	26***** (3)

以下の「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となります。Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車面に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにしてください。



有効期限が切れたステッカーの貼付は適切ではありません。

Gマーク認定事業所のみなさん
認定ステッカーを正しく使用できていますか？
適切ではない使用例

インターネットを利用して申請書類が作成できます。申請案内など詳しくは「Gマーク」で検索!!

Gマーク 検索



国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
<http://www.jta.or.jp>



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019

支部・部会だより

支部・部会開催状況

支 部

月 日	行事名	場 所
5月8日(火)	鹿児島谷山支部第1回役員会	和膳ゆうづき (鹿児島市)
5月8日(火)	平成30年度第1回薩摩南支部定例会	鹿児島県トラック研修 センター(鹿児島市)
5月11日(金)	南薩支部通常総会	すし松(南さつま市)
5月18日(金)	鹿児島新栄会第1回役員会	こんぴら丸(鹿児島市)
5月18日(金)	鹿児島谷山支部通常総会	ホテルパレスイン鹿 児島
5月19日(土)	平成30年度 第1回大隅北支部役員会・定例会	大黒本店(志布志市)
5月21日(月)	トラック西支部会通常総会	ホテル・レクストン 鹿児島(鹿児島市)
5月25日(金)	平成30年度第1回霧島支部定例会	焼肉 良イチ(霧島市)
5月25日(金)	平成30年度第1回鹿児島南支部定例会	鹿児島県トラック研修 センター(鹿児島市)
5月25日(金)	鹿児島県トラック輸送鹿児島新栄会通常総会	南洲館(鹿児島市)
5月26日(土)	鹿児島県トラック輸送鹿児島南栄会通常総会	ホテル・レクストン 鹿児島(鹿児島市)
5月28日(月)	平成30年度第1回鹿児島・種子屋久支部 役員会・定例会	パレスイン鹿児島 (鹿児島市)

部 会

月 日	行事名	場 所
5月10日(木) ～13日(日)	平成30年度重量部会視察研修	パシフィコ横浜、首都圏 外郭放水路、黒部ダム
5月11日(金)	平成30年度第1回セフティ会定例会	溝辺カントリークラブ (霧島市)
5月12日(土)	平成30年度第1回青運会定例会	ホテル・レクストン 鹿児島(鹿児島市)
5月16日(水)	平成30年度第1回路線部会定例会	城山ホテル鹿児島 (鹿児島市)
5月16日(水)	平成30年度第1回環境部会定例会	まえた(鹿児島市)
5月17日(木)	平成30年度第1回飼料・畜産輸送部会定例会	鹿児島県トラック研修 センター(鹿児島市)
5月17日(木)	平成30年度第2回ダンプ部会定例会(鹿 児島地区)	ホテル・レクストン 鹿児島(鹿児島市)
5月17日(木)	平成30年度第3回ダンプ部会定例会(南 薩地区)	竹屋(南さつま市)
5月18日(金)	平成30年度第1回木材部会定例会	ホテル・レクストン 鹿児島(鹿児島市)
5月19日(土)	平成30年度第1回米穀部会役員会	ホテル・レクストン 鹿児島(鹿児島市)
5月19日(土)	平成30年度第1回米穀部会定例会	ホテル・レクストン 鹿児島(鹿児島市)
5月24日(木)	女性部会設立総会	鹿児島県トラック研修 センター(鹿児島市)
5月24日(木)	平成30年度第1回引越輸送部会定例会	鹿児島サンロイヤル ホテル(鹿児島市)
5月24日(木)	平成30年度第4回ダンプ部会定例会(始 良地区)	ゆき源(霧島市)
5月26日(土)	平成30年度第1回港湾部会定例会	ホテル・レクストン 鹿児島
5月29日(火)	平成30年度食料品部会第1回定例会及び 労働安全セミナー	ホテルタイセイア ネックス

過積載違反状況

平成30年4月分
資料:鹿児島県警察本部



5割未満が4件、5割以上10割未満の違反が2件ありました。

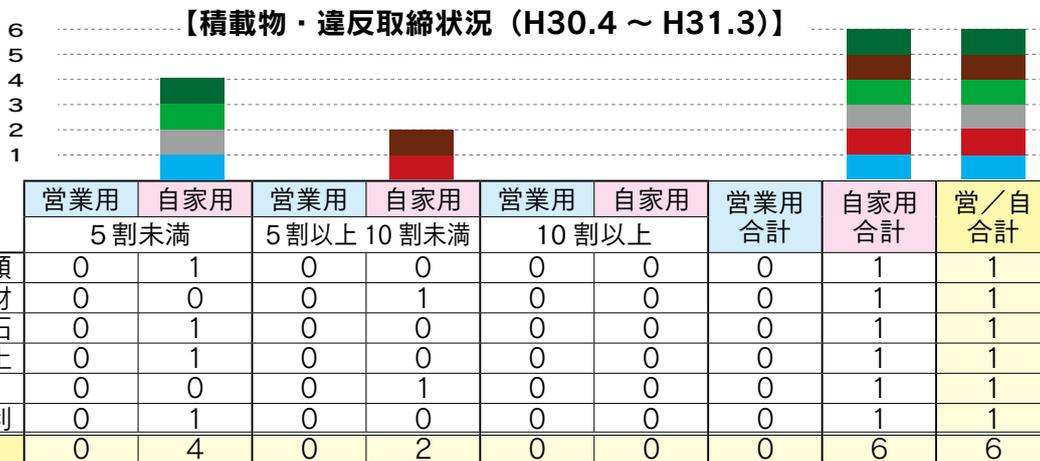
現場応急措置は0件、通行指示書の交付は6件でした。

※現場応急措置とは、違反現場において積み荷の取り降ろしをさせた場合

※通行指示書交付とは、違反現場から目的地までの通行方法について指示をした場合

過積載取締り状況(件数)

年\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	累計
H29	7	2	2	1	1	0	5	2	9	1	2	2	34
H30	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6



業種では建設業が6件です。

鹿児島県トラック協会に寄せられた主な苦情内容 (平成30年4月)

- 走行車線を走行していたのだが、後ろにいたトラックに車間距離を詰められたりパッシングをされた。
- 車両を自宅に持ち帰っている。
- 95キロ程の速度で走行していたが、後ろに張り付いてきた。
- 追越車線で幅寄せをして猛スピードで走り去っていった。
- 100キロ以上の速度で走行していた。スピードリミッターを外しているのではないか。

鹿児島県内における交通事故の発生状況

1 平成30年4月末現在の交通事故発生状況



県内の交通事故状況

	発生件数	死者数	傷者数
平成30年	1,957	21	2,306
平成29年	2,131	22	2,510
増減	-174	-1	-204

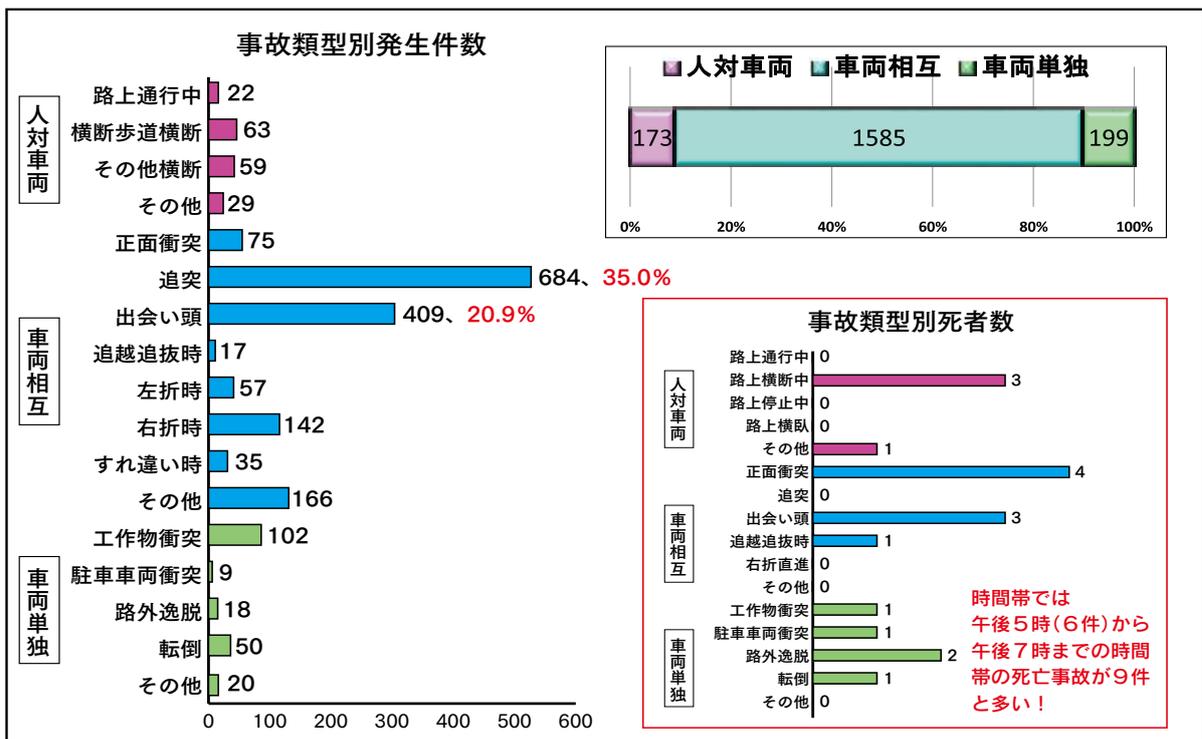
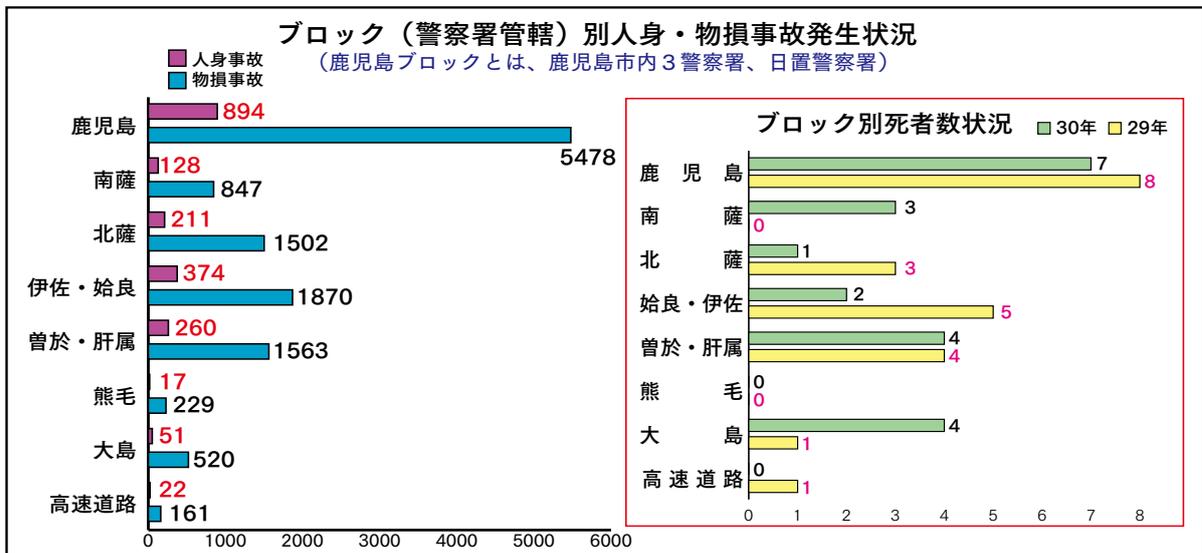
※ 死亡事故は南薩ブロックで増加している!

営業用貨物自動車の交通事故状況

	発生件数	死者数	傷者数
平成30年	42	1	51
平成29年	38	1	40
増減	+4	±0	+11

※ 追突事故が23件(54.8%)と依然として多い!

2 地域別・事故形態別の交通事故発生状況



軽油価格調査報告

(平成30年3月分 資料:全日本トラック協会)

●単純集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	104.10	93.93	100.54

●元売別集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
J X 日 鉱 日 石	106.64	93.16	106.66
出 光	104.99	95.40	101.46
昭 和 シェル	105.52	93.37	98.14
エクソンモービル		94.55	
キ グ ナ ス			
コ ス モ	103.26		96.30
そ の 他	96.97	95.08	97.98

●月間購入量別集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

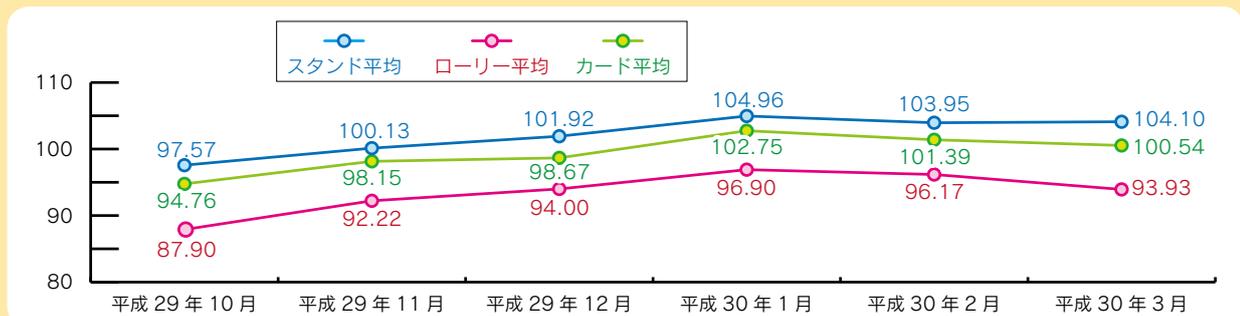
月額購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	104.48	93.44	100.94
30~50キロリットル未満	103.30	96.30	94.58
50~100キロリットル未満	96.50	94.39	101.50
100キロリットル以上		93.68	

●支払期限別集計表

地区:九州/県(沖縄除): 全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	100.21	93.53	99.33
30~60日未満	103.32	93.80	99.66
60日以上	112.67	94.60	106.85

●軽油価格推移表



※上記価格には消費税が含まれておりません。

協会の動き

- ◆ 5月8日(火)・監事連絡調整会議
 - 決算監査
 - 第1回薩摩南支部定例会
- ◆ 5月9日(水)・(公財)鹿児島県交通被災者たすけあい協会監事監査
 - 鹿児島東西・南北幹線道路建設促進期成会総会
 - 鹿児島県中小企業団体中央会青年部会第43回通常総会
- ◆ 5月10日(木)・重量部会視察研修
 - 協同組合鹿児島県陸運會館平成30年度第1回理事会
- ◆ 5月11日(金)・第1回正副会長会
 - 第1回セフティ会定例会
 - 第4回役員等候補選出委員会
 - 第2回正副会長会及び第1回総務委員会合同会議
- ◆ 5月12日(土)・第1回青運会定例会
- ◆ 5月14日(月)・全日本トラック協会創立70周年記念式典
- ◆ 5月15日(火)・第5回九州各県運輸青年部会長会議
 - 第4回九州地区運輸青年部連絡協議会役員会
 - 九州霊柩自動車協会第43回定時総会
- ◆ 5月16日(水)・新造船「さんふらわあ さつま」就航記念セレモニー
 - 鹿児島県交通安全県民運動推進協議会総会
 - 第1回路線部会定例会
 - 第1回環境部会定例会
- ◆ 5月17日(木)・第1回飼料・畜産輸送部会定例会
 - 鹿児島県総合防災訓練に係る第3回打合せ会
 - ダンプ部会定例会
- ◆ 5月18日(金)・第1回木材部会定例会
- ◆ 5月19日(土)・第1回米穀部会役員会
 - 第1回大隅北支部役員会・定例会
 - 第1回米穀部会定例会
- ◆ 5月21日(月)・(公財)鹿児島県交通被災者たすけあい協会通常理事会
 - 陸災防理事会及び通常総代会
- ◆ 5月22日(火)・第1回理事会
 - 陸災防第1回理事会
- ◆ 5月23日(水)・燃ゆる感動かごしま国体鹿屋市実行委員会第2回総会
- ◆ 5月24日(木)・女性部会設立のための準備会及び設立総会
 - 第1回引越輸送部会定例会
 - 第4回ダンプ部会定例会(始良地区)
- ◆ 5月25日(金)・第1回鹿児島南支部定例会
 - 第1回霧島支部定例会
- ◆ 5月26日(土)・第1回港湾部会定例会
- ◆ 5月27日(日)・鹿児島県総合防災訓練
- ◆ 5月28日(月)・第1回鹿児島・種子屋久支部役員会
 - 第1回鹿児島・種子屋久支部定例会
- ◆ 5月29日(火)・第1回経営・近代化促進委員会
 - 第1回食料品部会定例会及び労働安全セミナー
- ◆ 5月30日(水)・第12回鹿児島県志布志・大阪航路利用促進協議会総会
 - 平成30年度人材確保対策推進協議会

協会の行事予定

- ◆ 6月4日(月)・磯新駅検討調査に関する協議会第1回作業部会
 - ・鹿児島県開発促進協議会総会
- ◆ 6月5日(火)・引越事業者優良認定制度申請等に係る説明会
- ◆ 6月6日(水)・定時社員総会
 - ・陸災防通常総会
- ◆ 6月7日(木)・全ト協第175回理事会・全日本トラック事業政治連盟評議員会
- ◆ 6月11日(月)・鹿児島県中小企業団体中央会第63回通常総会
- ◆ 6月13日(水)・(公財)県交通被災者たすけあい協会定時評議委員会
 - ・第1回(公社)全日本トラック協会青年部会全国代表者研修会・交流会
 - ・第1回セメント部会定例会及び労働安全セミナー
- ◆ 6月14日(木)・第8回トラック輸送における取引環境・労働時間改善鹿児島県地方協議会
- ◆ 6月15日(金)・第2回労働災害防止団体等連絡協議会
 - ・南九州交通共済協同組通常総会
- ◆ 6月19日(火)・地球環境を守るかごしま県民運動推進会議総会及び推進大会
- ◆ 6月21日(木)・第2回九州ブロック専務理事業務連絡会議
 - ・九州トラック協会第1回理事会及び第70回通常総会
 - ・全ト協重量部会通常総会
- ◆ 6月22日(金)・交通労働災害防止管理者等研修会(鹿児島地区)
- ◆ 6月25日(月)・鹿児島県交通安全母の会連絡協議会総会
- ◆ 6月26日(火)・全ト協第45回引越部会
- ◆ 6月27日(水)・交通労働災害防止管理者等研修会(大隅地区)
- ◆ 6月28日(木)・全ト協第94回通常総会・第176回理事会
 - ・鹿児島県道路利用者協議会定時総会
- ◆ 6月29日(金)・第1回磯新駅検討調査に関する協議会
 - ・セーフティ・チャレンジ交通安全コンテストの検討会及び意見交換会
 - ・南九州四県合同木材輸送部会「部会長会議」

鹿児島県トラック協会年間行事予定表

行事予定だより（平成30～31年）

開催月	開催日	行事名	開催場所
平成30年 6月	4日(月)～6日(水)	運行管理者等基礎講習（みゆき学園）	
	6日（水）	平成30年度定時社員総会	鹿児島サンロイヤルホテル
	18日（月）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	警友自動車学校
	20日(水)～22日(金)	運行管理者等基礎講習（みゆき学園）	鹿ト協大隅地区研修センター
	22日（金）	交通労働災害防止担当管理者等研修会（鹿児島地区）	鹿児島県トラック研修センター
	23日（土）	運行管理者等一般講習（申木野自動車教習所）	ホテルアクシアくしきの
	27日（水）	交通労働災害防止担当管理者等研修会（大隅地区）	鹿ト協大隅地区研修センター
7月	1日（日）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	ナカムラ自動車学校
	5日(木)～7日(土)	運行管理者等基礎講習（申木野自動車教習所）	ホテルアクシアくしきの
	7日（土）	交通安全セミナー	加音ホール
	7日（土）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	鹿ト協大隅地区研修センター
	8日（日）	第36回トラックドライバー・コンテスト鹿児島県大会	鹿児島県トラック研修センター
	9日(月)～11日(水)	運行管理者等基礎講習（NASVA）	鹿児島県市町村自治会館
	10日(火)～12日(木)	運行管理者等基礎講習（みゆき学園）	ナカムラ自動車学校
	18日（水）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	始良市文化会館
	26日（木）	トラック運送事業者のための人材確保セミナー	鹿児島サンロイヤルホテル
	27日（金）	運行管理者等一般講習（NASVA）	奄美観光ホテル
8月	26日（日）	平成30年度第1回運行管理者試験	鹿児島市
9月	12日（水）	運行管理者等一般講習（NASVA）	鹿屋市中央公民館
	27日（木）	運行管理者等一般講習（NASVA）	鹿児島県市町村自治会館
10月	9日（火）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	警友自動車学校
	11日(木)～13(土)	運行管理者等基礎講習（申木野自動車教習所）	ホテルアクシアくしきの
	17日（水）	運行管理者等一般講習（NASVA）	鹿児島県市町村自治会館
	19日（金）	運行管理者等一般講習（NASVA）	鹿児島県市町村自治会館
	20日（土）	運行管理者等一般講習（申木野自動車教習所）	ホテルアクシアくしきの
	22日（月）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	警友自動車学校
	上～中旬	「トラックの日」フェスティバル2018	マリポートかごしま
	未定	引越基本講習・引越管理者講習	未定
11月	5日（月）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	警友自動車学校
	10日（土）	第14回ベストエコドライブ・コンテスト	運転技能向上センター
	12日(月)～14日(水)	運行管理者等基礎講習（みゆき学園）	警友自動車学校
	18日（日）	運行管理者等一般講習（みゆき学園）	警友自動車学校
12月			
平成31年 1月	16日(水)～18日(金)	運行管理者等基礎講習（みゆき学園）	警友自動車学校
	未定	県ト協主催時事講演会（1～2月）	かごしま県民交流センター（予定）
2月	未定	リーダー研修会	鹿児島県トラック研修センター
3月			



平成30年度第1回陸災防鹿児島県支部理事会

日 時：平成30年5月22日（火）
場 所：鹿児島県トラック研修センター
参加者：6名

理事5名、監事1名が出席し、下記事項について協議しました。

（議 題）

- ・総会上程議案について
- ・招集通知について

上記事項は全て、出席理事全員一致で承認されました。



「フォークリフト荷役技能検定2級出張実技試験」のご案内

陸災防では、平成27年度より、フォークリフト運転技能講習修了者等を対象として、より安全で正確かつ迅速なフォークリフトによる荷役作業を評価・認定し、労働災害の防止に寄与することを目的として、フォークリフト荷役技能検定を実施しています。

このたび、フォークリフト荷役技能検定を希望する企業のニーズに対応し、フォークリフト荷役技能検定の利便性を高め、同制度の一層の普及促進を図るため、「フォークリフト荷役技能検定2級出張実技試験」（出張実技試験）を実施します。これまで、実施日、場所等の関係で技能検定を利用することが困難であった企業等からの申込みをお待ちしています。

詳細は、陸災防協会ホームページをご覧ください。

フォークリフト荷役技能検定2級出張実技試験

検索



荷重計以外の過負荷を防止するための装置を備えた移動式クレーン使用のお願い

移動式クレーンの安全確保等を一層推進するために、荷重計以外の過負荷防止装置の備え付けを義務化するなど、移動式クレーン構造規格が改正されました。

移動式クレーンの製造者及び使用者の皆様へ

荷重計以外の過負荷防止装置の備え付けを義務化するなど 移動式クレーン構造規格が改正されました

移動式クレーンによる死亡災害は、年間約30件発生しています。

事故を防ぐとともに、移動式クレーンの構造に関する国際基準への整合を図るため、以下の点について、「移動式クレーン構造規格」（平成7年労働省告示第135号）が改正されましたので、ご注意ください。

- ① つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等の、過負荷防止装置について
- ② 移動式クレーンの設計法について（限界状態設計法の追加）
- ③ 前方安定度の計算式について（計算式の変更）
- ④ その他（穴あけの方法の性能規定化、最新の日本工業規格への整合化 など）

① つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の「過負荷を防止するための装置」を備えることが義務付けられます。（第27条）

対象：つり上げ荷重3トン未満、又はジブの傾斜角及び長さが一定である移動式クレーン

【改正前】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められていました。

【改正後】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められなくなり、**定格荷重制限装置**※1、**定格荷重指示装置**※2などの装置を備えることが義務づけられます。

＜経過措置＞平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。

- ※1 **定格荷重制限装置**
定格荷重を超えた場合に、直ちに当該移動式クレーンの作動を自動的に停止する機能を有する装置
- ※2 **定格荷重指示装置**
定格荷重を超えるおそれがある場合に、当該荷の荷重が定格荷重を超える前に警音を発する機能を有する装置



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

2018.3

について、現行の「許容応力設計法」に加え、**限界状態設計法が可能となりました。（新規条文）**

設計法は、「許容応力設計法」※3のみ

「限界状態設計法」※4のいずれかのうち、等に応じて適切なものを、設計者が選択可能。

※3 使用する想定される荷重が、鋼材の降伏点などの材料の強度の安全係数で除した値以下になるよう設計する方法
※4 使用する想定される荷重が、鋼材の降伏点などの材料の強度特性、荷重の種類、接合部の形状に応じて定まる抵抗係数で除した値以下になるよう設計する方法

について、国際基準や国内基準との整合性を図るため（第14条）

国際規格第55条等に基づき、定格荷重の1.27倍に相当する規格する等の必要があります。

※5 **【新】 $Mt \geq 1.25Ma + 0.1Mp$**

※6 Ma ：定格荷重とつり具の質量の和（定格総荷重）
※7 Mt ：安定限界総荷重

＜経過措置＞

- ・平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。
- ・上記以外の移動式クレーンで平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン（旧規格に適合するものに限る。）と同一の設計により平成31年9月1日前に製造された移動式クレーンの前方安定度の値については、なお従前の例によります。

※5 **前方安定度**
荷をつた側における移動式クレーンの安定度

※6 **先端部等価荷重**
ジブを重心から先端側と根本側に二分したときの先端側の質量

※7 **安定限界総荷重**
移動式クレーンが転倒に至る荷の質量

④ **その他**

移動式クレーン構造規格について、穴あけの方法についての性能規定化（第39条）、最新の日本工業規格への整合化（第1条、第4条、第25条）、国際規格に適合した機械の適用除外（第45条）について改正されたほか、以下の構造規格についても同様に改正されました。

- ・クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格（昭和47年労働省告示第81号）
- ・エレベーター構造規格（平成5年労働省告示第91号）
- ・ゴンドラ構造規格（平成6年労働省告示第26号）
- ・クレーン構造規格（平成7年労働省告示第134号）



安全性評価事業
(Gマーク)
加点对象研修

交通労働災害防止担当管理者等研修会のご案内

交通労働災害防止のためのガイドライン（平成6年2月18日付基発第83号、労働省労働基準局長通達）に基づき、標記研修会を鹿児島地区と大隅地区の2ヶ所で開催します。

受講希望者は、次ページの申込書に必要事項をご記入の上お申込みください。

1. 開催日時 鹿児島地区

平成30年6月22日（金） 13時30分～16時30分（予定）

大隅地区

平成30年6月27日（水） 13時30分～16時30分（予定）

2. 開催場所 鹿児島地区

鹿児島県トラック研修センター

大隅地区

大隅地区トラック研修センター

- | | | |
|---|---|------------------------------------|
| <h3>3. 対象者</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者・管理者等 ・ 事業場の交通労働災害防止担当管理者等
(定員になり次第締め切ります。) | } | <p>鹿児島地区 100名程度
大隅地区 50名程度</p> |
|---|---|------------------------------------|

4. 費用 無料

- ### 5. 講習内容
- (1) 「労働災害防止対策等について」(予定)
 - (2) 「県内の交通情勢と交通事故防止対策」(予定)
 - (3) 「最近の法改正等について」(予定)

- ### 6. 講師
- (1) 鹿児島労働局 (予定)
 - (2) 鹿児島県警察本部 (予定)
 - (3) 鹿児島運輸支局 (予定)

7. 申込方法 次ページ申込書にて、FAX (099-261-3113) でお申込みください。

8. 申込締切 平成30年6月8日（金）必着

9. 問合せ先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部
(TEL: 099 - 284 - 6217)

※交通労働災害防止担当管理者等研修会は、「安全性優良事業所」(全ト協認定)の「安全性に対する取組の積極化」の自認項目5に該当する研修になります。

※受講者には、修了証書を交付します。

ただし、遅刻や途中退席された方には交付しませんのでご了承ください。

受付番号		支部
------	--	----

平成30年度交通労働災害防止担当管理者等研修会申込書

鹿児島地区	大隅地区
日時：平成30年6月22日(金) 13:30～ 場所：鹿児島県トラック研修センター	日時：平成30年6月27日(水) 13:30～ 場所：大隅地区研修センター

申込日：平成 年 月 日

受講希望地	鹿児島地区	大隅地区	※○で囲んでください					
フリガナ								
氏名								
生年月日	昭和 平成	年	月	日	性別	男性	・	女性
現住所	〒							
勤務先	会社名				営業所名			
	TEL				FAX			
のりしろ				のりしろ				
運転免許証の(写し)を貼付してください。 <div style="text-align: center;">表 面</div>				注)所持する運転免許証裏面に記載がある場合のみ 写しを貼付してください。 記載がない場合は貼付する必要はありません。 <div style="text-align: center;">裏 面</div>				

申込先FAX：099-261-3113

申込締切日 平成30年6月8日(金) 必着

※ただし定員になり次第締め切ります。(定員 鹿児島地区：100名程度/大隅地区：50名程度)

● お問合せ ●
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部
 Tel：099-284-6217 Fax：099-261-3113

注意事項

申込書に記載されている個人情報は、受講者への連絡のほか、講習を実施するにあたり必要な業務利用、修了証を交付するために利用し、管理します。



第33回フォークリフト運転競技鹿児島県大会のご案内

今年度から実技競技を実施！女性部門常設！

目的

フォークリフト運転競技を通じ、遵法精神と安全意識の高揚及び運転の知識と技能の向上を図り、もって職場における安全作業の確立と労働災害防止の推進に資することとする。

主催 ……陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部

後援 ……鹿児島労働局（予定）

協力 ……公益社団法人 鹿児島県トラック協会

日時及び場所

(1) 日時 平成30年7月22日（日） 8時30分から（受付：8時から）

(2) 場所 マジオワークライセンススクール鹿児島校（鹿児島市卸本町6-19）

競技部門 ……「一般の部」「女性の部」の2部門とする。

参加資格

参加推薦日において、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 陸運災防鹿児島県支部の会員事業場の従業員で、勤務成績が優秀であり、かつ、フォークリフト運転技能講習修了後1年以上経過していること。
- (2) フォークリフト又は自動車の運転により、過去1年間事故を起こしたことがないこと。また、過去3年間（フォークリフト運転技能講習修了又は自動車運転免許取得後の期間が3年に満たない者については、当該3年に満たない期間）人身事故を起こしたことがないこと。
- (3) 「一般の部」への参加者は、男女の別を問わないが、過去の全国大会で入賞した者（第1位から第5位までの者）でないこと。ただし、過去の全国大会の「女性の部」で入賞した者（第1位から第5位までの者）については、推薦することができる。
- (4) 「女性の部」への参加者は、過去の全国大会の「女性の部」で入賞した者（第1位から第5位までの者）でないこと。
- (5) 同一人が「一般の部」及び「女性の部」の双方に参加することはできない。女性の参加者がいずれの部に参加するかは、本人の希望に基づくものとする。

競技種目

【学科】 関係法令、走行及び荷役に関する装置の構造・取扱いの方法、運転に必要な力学

【点検】 作業開始前点検

【運転】 走行及び積卸し

参加申込方法

以下の3点を揃えてお申込みください。

- ① 申込書（次ページの申込書をご利用ください）
- ② フォークリフト運転技能講習修了証の写し（講習名・修了証番号・交付年月日が確認出来るもの）
- ③ 自動車運転免許証の写し・運転記録証明書交付手続き委任状（P44のものをご利用ください）

大会実施要綱については、お問合せください。

申込締切日

平成30年7月6日（金）【必着】

【お申込み・お問合せ先】

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部

〒891-0131 鹿児島市谷山港2-4-15 TEL:099-284-6217

出場申込書

【第33回】

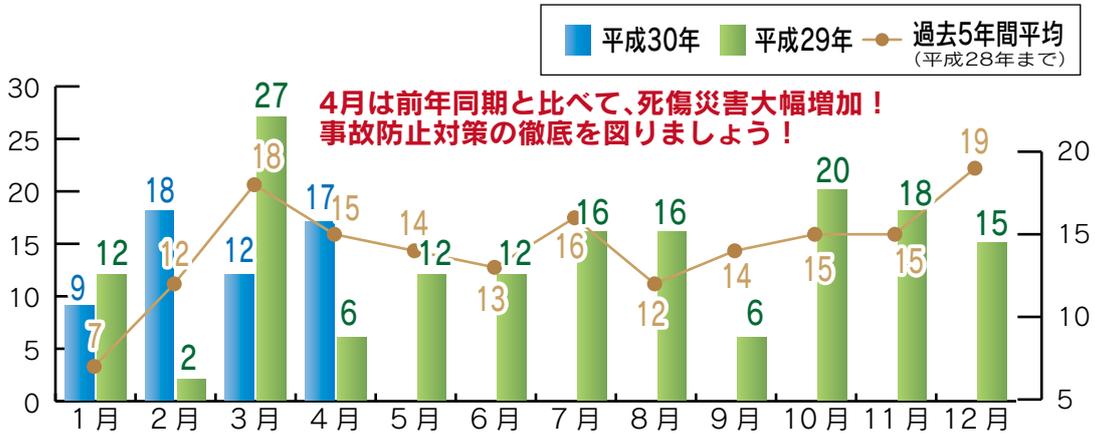
フォークリフト運転競技鹿児島県大会

ふりがな											
出場者氏名											
生年月日	年			月			日			生	
現住所											
電話番号											
免許種類	運 転 免 許 証 番 号										
修了証番号 交付年月日 交付支部	修了証番号			交付年月日			交付支部				
	第_____										
所属 事業所名											
出場者の 職種及び 入社年月日	職種			昭和 _____年____月____日入社し、 平成 現在に至る。							
無事故証明	出場者_____は過去3年間無事故であることを証明する。										
上記の者を陸運労災防止協会鹿児島県支部フォークリフト運転競技大会の出場者として推薦いたします。											
平成_____年____月____日 事業所名 代表者											
											印

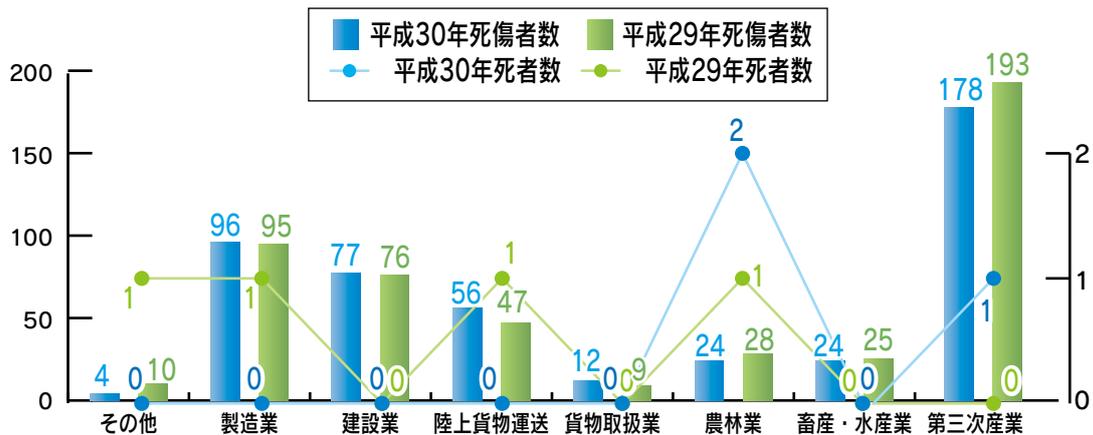


鹿児島県内における労働災害の発生状況

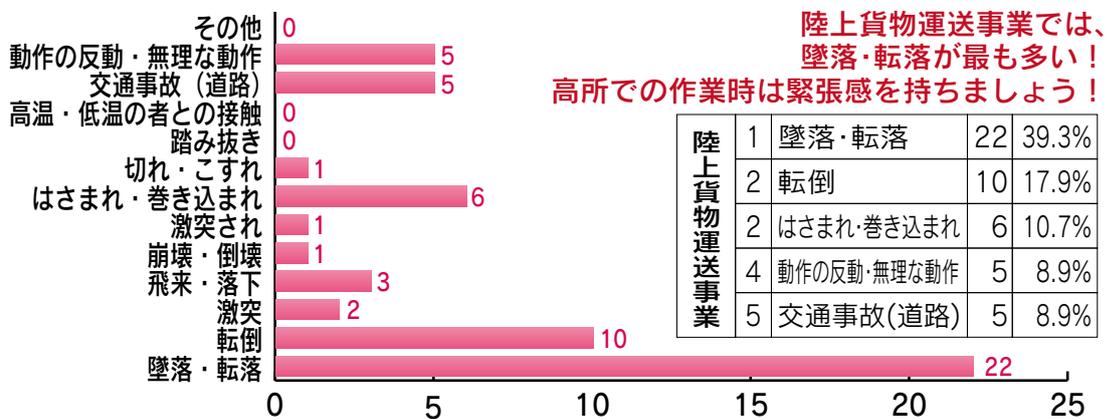
陸上貨物運送事業月別死傷災害発生状況（平成30年4月分）



県内業種別死傷災害発生状況（平成30年4月分）



県内の死傷災害形態別発生状況（平成30年累計）



掲示用

平成29年中 事業用トラックが第1当事者となった死亡事故

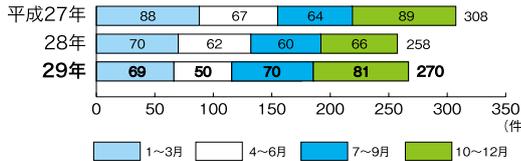
全ト協 交通事故統計分析結果〔発生地別〕

概要

対象は事業用貨物自動車(軽を除く)が第1当事者となった死亡事故。また、「車両相互」での第2当事者となる「車両」には道路交通法上の「軽車両」である「自転車等」を含む。

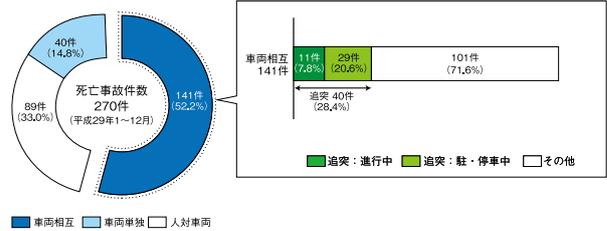
● 事故件数

- 平成29年1～12月の死亡事故件数は、270件と5年ぶりの増加となった。
- 営業用トラック1,265,079台(平成29年3月現在、トレーラ及び軽自動車を除く)に対する1万台当たり死亡事故件数は「2.1件」となり、平成29年9月に新たに策定した「トラック事業における総合安全プラン2020」の目標である「1.5件」を達成するために、更なる事故防止対策が急務である。



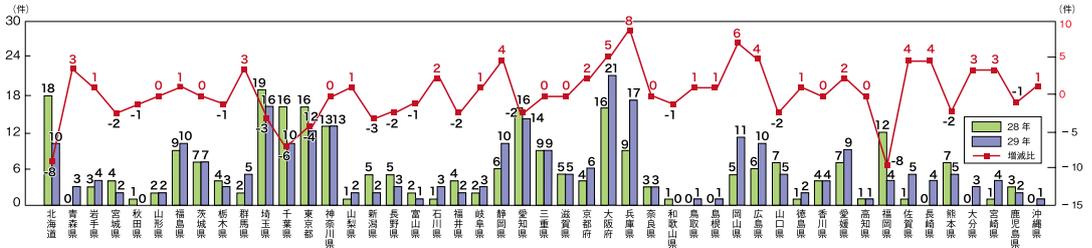
● 事故類型別

- 平成29年1～12月の傾向をみると、「車両相互」が最も多く141件(52.2%)と半数以上を占めている。
- 次いで、「人対車両」89件(33.0%)、「車両単独」40件(14.8%)と続いている。



● 発生地別

- 平成29年1～12月の発生地別死亡事故件数は「大阪府」が最も多く21件、次いで「兵庫県」17件、「埼玉県」16件、「愛知県」14件、「神奈川県」13件。
- 対前年比では「兵庫県」が+8件と、著しく増加している。次いで、「岡山県」+6件、「大阪府」+5件、「静岡県」、「広島県」、「佐賀県」、「長崎県」がそれぞれ+4件となっている。

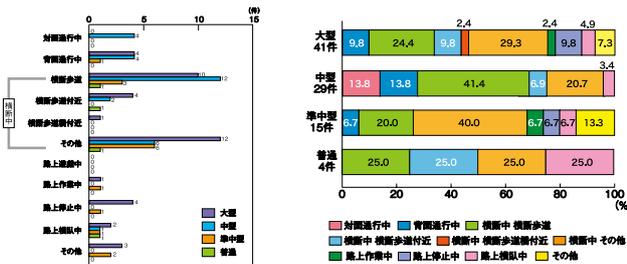


● 事故類型別(車両区分)

(1) 車両区分別の事故類型(人対車両)別

※「人対車両」には、対自転車事故は含まない

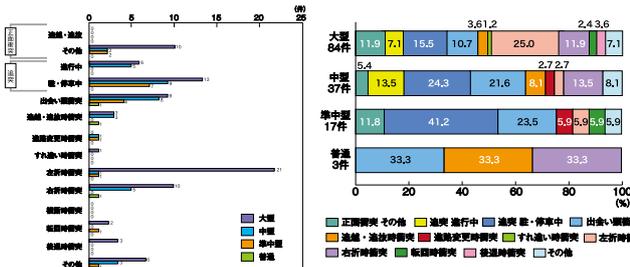
- 車両区分別の事故類型(人対車両)別みると、「大型」は「横断中 その他」が最も多く12件(29.3%)となっている。
- 「中型」は「横断中 横断歩道」が最も多く12件(41.4%)となっている。
- 「準中型」は「横断中 その他」が6件(40.0%)となっている。



(2) 車両区分別の事故類型(車両相互)別

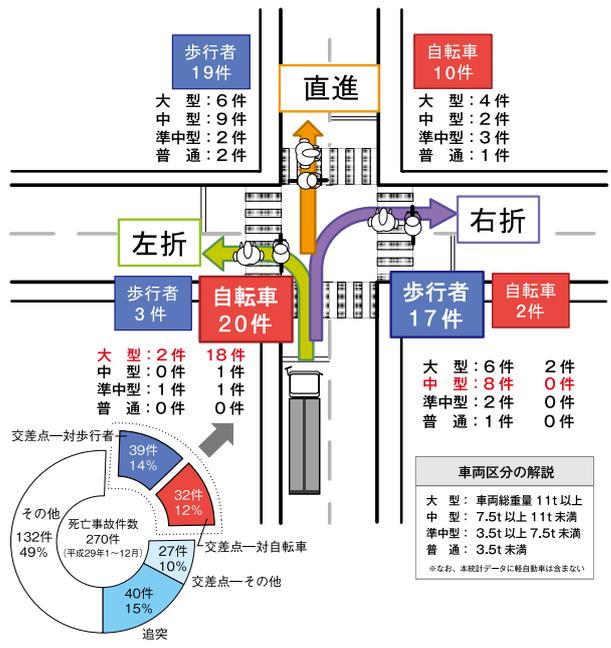
※「車両相互」には、対自転車事故を含む

- 車両区分別の事故類型(車両相互)別みると、「大型」は「左折時衝突」が最も多く21件(25.0%)となっている。
- 「中型」、「準中型」では「追突 駐・停車中」が最も多く、それぞれ9件(24.3%)、7件(41.2%)となっている。



● 交差点における死亡事故(対歩行者・対自転車別)

- 事業用トラックが第1当事者となる交差点における対歩行者、対自転車の死亡事故(71件)は、追突事故(40件)の1.8倍。
- 左折死亡事故は、9割近くが大型車であり、対自転車(20件)が対歩行者(3件)の約7倍。
- 右折死亡事故は、9割近くが対歩行者(17件)であり、対歩行者の約5割が中型車。



車両区分の解説
 大: 車両総重量 11t以上
 中: 7.5t以上 11t未満
 準中: 3.5t以上 7.5t未満
 普: 3.5t未満

●ご回覧をお願いします。



トラックは、あなた。

あなたという人に届けるために
がんばっている、
それがトラックです。

～協会からのメッセージ～

船は港、列車は駅、飛行機も空港という「場所」に運ぶことはできるでしょう。しかしトラックは、「ひと」に届ける事ができる、唯一の存在なのです。運ぶことと届けることは、似ているようで少しちがう。あなたという人に届けるために困難を乗り越えてがんばっている。それがトラックです。

発行／公益社団法人 鹿児島県トラック協会
鹿児島市谷山港二丁目4-15
〒891-0131

☎099-261-1167

URL / <http://www.kta.jp>

E-mail / kentora@kta.jp

印刷 / 洵上印刷株式会社
